

第八表	罪名ニ對スル酌量減輕	二〇丁
第九表	各廳ニ對スル酌量減輕	二四丁
第十表	罪名ニ對スル再犯	二七丁
第十一表	各廳ニ對スル再犯	二八丁
第十二表	罪名ニ對スル刑ノ言渡度數	三〇丁
第二款		
第十三表	罪名ニ對スル被告人ノ年齢	三六丁
第十四表	刑名ニ對スル被告人ノ年齢	四一丁
第十五表	被告人ノ生國ニ對スル罪名	四二丁
第十六表	被告人犯時ノ住地ニ對スル罪名	四六丁
第十七表	罪名ニ對スル被告人ノ種族及教育	五二丁
第十八表	罪名ニ對スル被告人ノ身分	五七丁
第十九表	被告人ノ職業ニ對スル罪名	六二丁
第二十表	罪名ニ對スル被告人ノ職業類聚	七三丁
第三款		
第二十一表	死罪犯者ノ罪名ニ對スル教育、前科及言渡	七八丁
第二十二表	謀殺殺ノ因由ニ對スル成果及使用器物、教育	八〇丁
第二十三表	放火ノ因由ニ對スル成果及教育	八九丁

第四款

第二十四表	重罪ノ關席裁判ニ係ル罪名ニ對スル言渡區分	九八丁
第二十五表	各廳ニ對スル言渡區分	九九丁

第二部 輕罪及諸規則違犯

第一款

第二十六表	輕罪ノ對席裁判ニ係ル罪名ニ對スル言渡區分	一〇三丁
第二十七表	各廳ニ對スル言渡區分	一一四丁
第二十八表	各廳ニ對スル罪名(一及二)	一三二丁
第二十九表	罪名ニ對スル宥恕、自首及酌量減輕	一七〇丁
第三十表	各廳ニ對スル宥恕、自首及酌量減輕	一七八丁
第三十一表	罪名ニ對スル再犯	一九六丁
第三十二表	各廳ニ對スル再犯	二〇二丁
第三十三表	罪名ニ對スル刑ノ言渡度數	二二〇丁
第二款		
第三十四表	罪名ニ對スル年齢及種族	二三一丁
第三十五表	刑名ニ對スル年齢	二四二丁
第三十六表	被告人ノ生國ニ對スル罪名(一及二)	二四三丁
第三十七表	被告人犯時ノ住地ニ對スル罪名(一及二)	二五七丁

第三款

第三十八表 輕罪ノ闕席裁判ニ係ル罪名ニ對スル言渡區分 二六九丁

第三十九表 各廳ニ對スル言渡區分 二七六丁

第四款

第四十表 對席裁判ニ係ル諸規則違犯ノ各條ニ對スル言渡區分 二九四丁

第四十一表 各廳ニ對スル言渡區分 三〇二丁

第四十二表 闕席裁判ニ係ル諸規則違犯ノ各條ニ對スル言渡區分 三二一丁

第四十三表 各廳ニ對スル言渡區分 三二八丁

第三部 違警罪並諸規則違犯

第四十四表 違警罪ノ對席及闕席裁判ニ係ル罪名ニ對スル言渡區分 三四七丁

第四十五表 各廳ニ對スル言渡區分 三五〇丁

第四十六表 即決ニ係ル違警罪ノ罪名ニ對スル言渡區分 三六二丁

第四十七表 各廳ニ對スル言渡區分 三六九丁

第四十八表 即決ニ係ル諸規則違犯ノ各條ニ對スル言渡區分 三七二丁

第四十九表 各廳ニ對スル言渡區分 三七六丁

第五十表 正式違警罪ノ對席及闕席裁判ニ係ル罪名ニ對スル言渡區分 三七九丁

第五十一表 各廳ニ對スル言渡區分 三八一丁

第五十二表 正式ノ對席及闕席裁判ニ係ル諸規則違犯ノ各條ニ對スル言渡區分 三八一丁

第五十三表 各廳ニ對スル言渡區分 三八八丁

附錄 清國並韓國駐在領事ノ裁判各件 三八九丁

第四部 公訴及豫審

第一款

第五十四表 各廳ニ對スル檢事ノ處分 三九三丁

第五十五表 各廳ニ對スル豫審判事ノ處分 四一一丁

第五十六表 各廳ニ對スル豫審判事免訴ノ言渡ヲ爲シタル區分 四一七丁

第五十七表 各廳ニ對スル豫審中被告人ノ處遇及豫審終結被告人入監時間區分 四二四丁

第五十八表 各廳ニ對スル豫審廷ニ係ル罰金ノ言渡區分 四三〇丁

第二款

第五十九表 檢事ノ處分時間 四三〇丁

第六十表 各廳ニ對スル檢事ノ處分時間 四三一丁

第六十一表 豫審判事ノ處分時間 四四九丁

第六十二表 各廳ニ對スル豫審判事ノ處分時間 四五〇丁

第六十三表 輕罪ノ裁判時間 四五六丁

第六十四表 各廳ニ對スル輕罪ノ裁判時間 四五七丁

第六十五表 重罪ノ裁判時間 四七六丁

第五部 上訴

第六十六表 各廳ニ對スル重罪ノ裁判時間 四七六丁

第一款

第六十七表 各廳ニ對スル控訴受理件數區分 四八一丁

第六十八表 各廳ニ對スル控訴判決區分 五〇七丁

第六十九表 控訴申立人ノ區分 五三三丁

第七十表 原裁判ノ罪名ニ對スル控訴裁判ノ成果 五三四丁

第七十一表 各廳ニ對スル控訴ニ付キ呼出シタル證人等ノ區分 五三四丁

第七十二表 控訴ノ裁判時間 五三八丁

第七十三表 各廳ニ對スル控訴ノ裁判時間 五三八丁

第二款

第七十四表 各廳ニ對スル上告受理件數區分 五四二丁

第七十五表 各廳ニ對スル上告判決區分 五四六丁

第七十六表 上告申立人ノ區分 五五〇丁

第七十七表 各廳ニ對スル上告ノ破毀理由 五五〇丁

第七十八表 原裁判ノ罪名ニ對スル上告裁判ノ成果 五五三丁

第七十九表 破毀事件ヲ移シタル各廳 五五四丁

第八十表 上告ノ裁判時間 五五六丁

第八十一表 各廳ニ對スル上告ノ裁判時間 五五六丁

第三款

第八十二表 各廳ニ對スル抗告裁判區分 五五七丁

第八十三表 抗告ノ要旨及裁判區分 五六二丁

第八十四表 抗告ノ裁判時間 五六三丁

第八十五表 各廳ニ對スル抗告ノ裁判時間 五六三丁

第四款

第八十六表 各廳ニ對スル再審判決區分 五六四丁

第八十七表 各廳ニ對スル再審ノ破毀理由 五六七丁

第八十八表 破毀事件ヲ移シタル各廳 五六八丁

第八十九表 再審ノ裁判時間 五六九丁

第九十表 各廳ニ對スル再審ノ裁判時間 五六九丁

第六部 刑ノ執行及特赦、附帶私訴、訴訟費用

第一款

第九十一表 各廳ニ對スル體刑執行區分 五七一丁

第九十二表 罰金及科料ノ執行 五八九丁

第九十三表 各廳ニ對スル罰金及科料ノ執行 五九〇丁

罪名	三十四年		三十五年		増減	年									
	三十四年	三十五年	三十四年	三十五年		二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三
貨幣ヲ偽造ス	107	103	4	0	196	143	148	161	290	307	307	339	339	339	
官印官文書ヲ偽造ス	533	337	196	0	408	428	344	347	333	337	337	337	337	337	
高替手形約定手形等ヲ偽造ス	235	218	17	0	149	143	169	169	169	169	169	169	169	169	
官吏財産ニ對ス	218	101	117	0	78	93	69	56	56	44	44	44	44	44	
謀殺	234	263	29	0	279	274	299	299	299	299	299	299	299	299	
故殺	343	339	4	0	308	307	308	308	308	308	308	308	308	308	
毆打致死及創傷	258	230	28	0	263	274	279	298	280	285	273	273	273	273	
強姦及十二歳以下ノ婦女ヲ姦淫ス	106	76	30	0	65	54	61	59	53	53	53	53	53	53	
祖父母父母ニ對ス	17	20	3	0	24	24	28	33	33	33	33	33	33	33	
竊盜兇器携帯	20	89	69	0	70	71	75	75	75	75	75	75	75	75	
強盜	57	60	3	0	64	65	71	71	71	71	71	71	71	71	
放火	42	44	2	0	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
各種	33	36	3	0	30	30	37	37	37	37	37	37	37	37	
合計	313	293	20	0	309	317	319	324	324	324	324	324	324	324	

公訴ノ成果ハ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ四百六十七人刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ二千六百四十六人ニシテ言渡ヲ爲シタルモノ百二對シ十五人ハ無罪免訴トナリタル割合トス然レトモ犯罪ノ種類ニ就キ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ之ヲ左表ニ示ス

罪名	無罪免訴ノ言渡 ヲ爲シタル人員	刑ノ言渡ヲ爲 シタル人員	百二對スル比例	
			無罪免訴	刑ノ言渡
兇徒衆ヲ聚ム	1	97	0	100
貨幣ヲ偽造ス	10	93	10	90
官印官文書ヲ偽造ス	11	92	11	89
爲替手形約定手形等ヲ偽造ス	5	87	5	95
官吏財産ニ對ス	17	83	17	83
謀殺	25	85	25	75
故殺	56	83	56	77
毆打致死及創傷	26	89	26	83
強姦及十二歳以下ノ婦女ヲ姦淫ス	14	86	14	86
祖父母父母ニ對ス	1	89	1	89
竊盜兇器携帯	8	92	8	92
強盜	58	92	58	88
放火	75	83	75	83
各種	15	88	15	88
合計	467	2646	467	850

無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ四百六十七人ノ内二十三人ハ懲治場留置ノ言渡ヲ爲シタルモノニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ四人ヲ減ス之カ犯罪ハ放火犯十九人ニシテ其他ノ犯罪ハ四人ニ過キス
刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ二千六百四十六人内死刑四十四人無期徒刑百八十七人有期徒刑三百五十八人重懲役

五百六十三人輕懲役七百三十八人重禁錮七百五十五人拘留一人之ヲ前年ニ比較スレハ重懲役十二人輕懲役三十人重禁錮百四十二人ヲ増加シ死刑七人無期徒刑十一人有期徒刑二人ヲ減少セリ本年ニ拘留一人ヲルモ前年ニナラ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ、内宥恕、自首、酌量ニヨリ刑ヲ減輕シタルモノノ千五百七十七人ニシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ百ニ對シ五十七人ハ減輕シタル割合トス然レトモ犯罪ノ性質ニ就キ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

年次	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員		減輕ニ係ル人員		犯罪ノ性質	
	人員	例	人員	例	公益ニ關ス	身體ニ對ス
三十三年	二六四六	一五七	一四三六	一五	二二	一九
三十二年	二四八一	一四三	一四三六	二	二二	一九
三十一年	二四〇〇	一四三	一四三六	五	二二	一九

再犯ニ由リ刑ヲ加重シタルモノノ八十七人ニシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ百ニ對シ三人ハ加重シタル割合トス之カ犯罪ノ種類ヲ區別スレハ貨幣偽造五人官印偽造一人爲替手形偽造一人謀殺二人故殺一人毆打致死一人強姦四人竊盜兇器攜帶十八人強盜五十一人放火三人ナリトス
再度以上刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ五百人ニシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ百ニ對シ十九人ハ再度以上刑ノ言渡ヲ爲シタル割合トス然レトモ犯罪ノ性質ニ就キ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

度數	三十一年		三十二年		三十三年	
	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	例	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	例	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	例
一 度	二二四六	八・一	一九七八	七・九	二〇五四	七・九〇
二 度	二六七	一〇・一	三三六	九・五	三三三	一〇・四
三 度	一八四	三・三	一〇六	三・三	九七	三・七
四 度	一四三	一・六	六三	一・九	五三	一・五
五 度	一〇〇	一・〇	四三	一・〇	三三	一・〇
六 度	一五	〇・五	一五	〇・六	三	〇・三
七 度以上	一五	〇・五	一五	〇・六	三	〇・三

右ノ表ニ據レハ一度ノ者ハ身體ニ對スル罪二度以上ノ者ハ毎年孰レモ財産ニ對スル罪多數ヲ占メ公益ニ關スル罪ト身體ニ對スル罪トハ著シキ差違ナシトス
被告人員三千百十三人内本年内再度以上言渡ヲ爲シタル重複數九十五人ヲ除キ三千十八人ニ就キ男女、年齢、族籍、教育、既未婚、職業ニ區別シ被告百ニ對スル三十二年以降三ヶ年ノ比例ヲ列載シ左表ニ示ス

性	三十一年				三十二年				三十三年			
	人員	例	人員	例	人員	例	人員	例	人員	例	人員	例
男	二二七二	九〇四	二五〇九	八九七	二六七四	九〇三	二九〇	九〇三	二六七四	九〇三	二九〇	九〇三
女	二九〇	九六	二八九	一〇三	二九〇	一〇三	二九〇	九七	二九〇	九七	二九〇	九七

職業	被 告 人 身									
	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿
力役及雜業	四八二	一六〇	二一〇	七三	六六	四四九	一六二	一三	七九	四八三
高	一八六	六二	二〇	二六	二二	一八〇	六四	二二	一九	一八〇
工	三八八	一一八	二二	四一	二二	三一一	二六	二六	四二	三三八
農	一一四	三三	九	一四	一四	一一九	八	一五	一〇	一一〇
既未婚	三〇〇	一一一	一〇	四〇	四〇	三三三	一五	二五	三六	三六一
既婚	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
教育	一八七	六三	二九	一五	一八	一八五	二五	一七	二二	一八三
文字ヲ知ル	一〇九	三六	三三	一六	一七	九五四	二六	一五	一六	一〇二
文字ヲ知ラス	一三五	四六	一〇	一四	一三	一三〇	一〇	一六	一三	一七〇
平民	二七六	九二	二七	三〇	三三	二〇二	二四	一〇	一〇	二七五
士族	一八七	六三	二九	一五	一八	一八五	二五	一七	二二	一八三
六十一年未滿	四七六	一五八	六四	四一	五三	三八〇	二二	一九	四〇	四三九
五十年未滿	一〇八	三五	九	一二	一二	一〇四	八	一三	一〇	一一一
四十年未滿	七六八	二五四	一〇〇	八一	七三	六八七	八一	八二	八三	七八四
三十年未滿	一〇八	三五	九	一二	一二	一〇四	八	一三	一〇	一一一
二十一年未滿	四〇	一三	三	一	一	三九	一	一	一	三九
上ノ各件	人員	例	關ス	對ス	對ス	人員	例	關ス	對ス	對ス

官吏准官吏	被 告 人 身									
	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿	二十一年未滿
官吏准官吏	三三九	一〇九	一〇八	〇	〇	三三九	七六	七四	〇	三三九
各種	一〇八	三六	一八	一〇	〇	一一一	四〇	〇	〇	一一一
無職業	三七九	一二六	四六	三三	四九	三七七	一一一	二七	五四	三三三
上ノ各件	人員	例	關ス	對ス	對ス	人員	例	關ス	對ス	對ス

右ノ表ニ據レハ男子ハ公益及財産ニ對スル罪 女子ハ身體ニ對スル罪多數ニシテ年齢ニ於テハ三十年以上五十年未滿ノ者ハ公益ニ關スル罪、三十年未滿ノ者ハ財産ニ對スル罪多數ヲ占メ二十年以上四十年未滿ノ者ハ身體ニ對スル罪比較上多シトス 族籍ニ於テハ士族ノ過半ハ公益ニ關スル罪、平民ハ身體及財産ニ對スル罪多數ナリ又教育ノ有無ニ於テハ文字ヲ知ル者ハ公益ニ關スル罪、文字ヲ知ラサル者ハ身體及財産ニ對スル罪多數ヲ占ム、既未婚ニ於テハ未婚者ハ財産ニ對スル罪、既婚有子ノ者ハ公益ニ關スル罪多數ニシテ既婚無子ノ者ハ身體及財産ニ對スル罪概シテ同一ナリ又職業ニ於テハ力役及雜業者ハ身體ニ對スル罪、官吏及准官吏ハ公益ニ關スル罪其他ハ財産ニ對スル罪多數ヲ占ムル割合ナリトス

刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ二千六百四十六人内本年内再度以上刑ノ言渡ヲ爲シタル重複數八十七人住所詳カナラサルモノノ五十一人ヲ除キ二千五百八十二人ニシテ其比例ハ百ニ對シ二十八人ハ市街ニ住セル割合トス又其管轄地方裁判所ニ區別シ現住人口十萬ニ對スル三十二年以降三ヶ年ノ比例ヲ列載シ左表ニ示ス

東 京	地 方 裁 判 所 名	三 十 四 年				三 十 三 年				三 十 二 年			
		刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	現住人口十萬ニ對スル比例	公益ニ對ス	身體ニ對ス	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	現住人口十萬ニ對スル比例	公益ニ對ス	身體ニ對ス	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	現住人口十萬ニ對スル比例	公益ニ對ス	身體ニ對ス
東京	東京	一三七	六六	一五	一六	一〇三	四九	一三	一三	一七〇	八二	一六	一六

和歌山	徳島	高松	高知	馬取	名古屋	安濃津	岐阜	廣島	山口	松江	松山	長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	鹿兒島	宮崎	那覇	仙臺	福島	山形
25	47	69	31	23	82	43	45	66	53	32	76	39	38	47	72	49	25	27	62	66	38	38
37	68	11	45	55	50	43	46	44	54	43	77	44	61	62	56	72	49	54	74	60	46	46
0.7	2.6	1.1	1.4	1.5	1.3	1.0	1.7	1.3	1.1	1.0	1.3	1.6	1.3	1.1	1.3	1.6	1.1	0	0	1.9	1.6	1.0
1.9	3.1	4.7	0.1	0.1	0.1	0.8	0.8	0.1	0.1	0.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
24	39	48	33	19	71	40	40	67	55	33	74	33	32	30	53	43	23	17	59	73	41	41
36	55	7	44	54	40	40	39	38	47	31	75	35	36	33	45	43	33	35	53	67	50	50
0.9	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
1.8	2.5	3.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
31	44	53	35	22	77	41	41	68	56	34	75	34	33	31	54	44	24	18	60	74	42	42
35	51	9	45	55	41	41	40	39	48	32	76	36	37	34	46	44	34	36	54	68	51	51
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
1.7	2.4	3.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
32	45	54	36	23	78	42	42	69	57	35	76	35	34	32	55	45	25	19	61	75	43	43
36	52	10	46	56	42	42	41	40	49	33	77	37	38	35	47	45	35	37	55	69	52	52
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
1.8	2.5	3.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
33	46	55	37	24	79	43	43	70	58	36	77	36	35	33	56	46	26	20	62	76	44	44
37	53	11	47	57	43	43	42	41	50	34	78	38	39	36	48	46	36	38	56	70	53	53
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
1.9	2.6	3.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
34	47	56	38	25	80	44	44	71	59	37	78	37	36	34	57	47	27	21	63	77	45	45
38	54	12	48	58	44	44	43	42	51	35	79	39	40	37	49	47	37	39	57	71	54	54
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.0	2.7	4.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
35	48	57	39	26	81	45	45	72	60	38	79	38	37	35	58	48	28	22	64	78	46	46
39	55	13	49	59	45	45	44	43	52	36	80	40	41	38	50	48	38	40	58	72	55	55
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.1	2.8	4.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
36	49	58	40	27	82	46	46	73	61	39	80	39	38	36	59	49	29	23	65	79	47	47
40	56	14	50	60	46	46	45	44	53	37	81	41	42	39	51	49	39	41	59	73	56	56
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.2	2.9	4.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
37	50	59	41	28	83	47	47	74	62	40	81	40	39	37	60	50	30	24	66	80	48	48
41	57	15	51	61	47	47	46	45	54	38	82	42	43	40	52	50	40	42	60	74	57	57
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.3	3.0	4.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
38	51	60	42	29	84	48	48	75	63	41	82	41	40	38	61	51	31	25	67	81	49	49
42	58	16	52	62	48	48	47	46	55	39	83	43	44	41	53	51	41	43	61	75	58	58
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.4	3.1	4.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
39	52	61	43	30	85	49	49	76	64	42	83	42	41	39	62	52	32	26	68	82	50	50
43	59	17	53	63	49	49	48	47	56	40	84	44	45	42	54	52	42	44	62	76	59	59
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.5	3.2	4.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
40	53	62	44	31	86	50	50	77	65	43	84	43	42	40	63	53	33	27	69	83	51	51
44	60	18	54	64	50	50	49	48	57	41	85	45	46	43	55	53	43	45	63	77	60	60
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.6	3.3	4.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
41	54	63	45	32	87	51	51	78	66	44	85	44	43	41	64	54	34	28	70	84	52	52
45	61	19	55	65	51	51	50	49	58	42	86	46	47	44	56	54	44	46	64	78	61	61
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.7	3.4	4.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
42	55	64	46	33	88	52	52	79	67	45	86	45	44	42	65	55	35	29	71	85	53	53
46	62	20	56	66	52	52	51	50	59	43	87	47	48	45	57	55	45	47	65	79	62	62
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.8	3.5	4.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2
43	56	65	47	34	89	53	53	80	68	46	87	46	45	43	66	56	36	30	72	86	54	54
47	63	21	57	67	53	53	52	51	60	44	88	48	49	46	58	56	46	48	66	80	63	63
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
2.9	3.6	4.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	0.7	0.9	0.2

地方裁	判所名	三十三年				三十一年				三十三年			
		刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現住人 口十萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ 性質	公益ニ 對ス	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現住人 口十萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ 性質	公益ニ 對ス	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現住人 口十萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ 性質	公益ニ 對ス
盛岡	盛岡	四八	六七	二二	二八	三三	一七	一〇	五八	八一	三六	二二	
秋田	秋田	三九	五〇	二二	一八	三二	一〇	一四	七五	九六	六三	一一	
青森	青森	三六	五九	二二	二二	二二	一〇	二六	四二	五三	一〇	一六	
函館	函館	二七	九六	二二	一五	二二	一五	一四	二六	四一	一〇	一六	
札幌	札幌	四二	八四	二六	三六	四七	四六	二二	四七	九四	四三	二二	
根室	根室	一〇	一一	一八	七三	八	四八	二二	一一	一三	七二	四八	
合計	合計	二五〇	五五	一七	二〇	二二三	一八	二〇	二四五	五〇	一六	二二	

備考 現住人口ハ明治三十三年二月一日官報掲載明治三十一年十二月三十一日現住人口表ニ由ル

右ノ表ニ據レハ現住人口十萬ニ對スル犯罪者ノ平均數六人以内ナルニ根室、高知、函館、札幌、前橋ハ八人以上ノ犯罪者ヲ出セリ而シテ犯罪ノ性質ニ於テハ函館、山口、甲府等ハ公益ニ關スル罪、那覇、松山、根室等ハ身體ニ對スル罪、前橋、東京、横濱等ハ財産ニ對スル罪多數ニシテ其他ノ裁判所ハ概ネ同一ナル割合ナリトス

死罪犯

重罪被告人中死罪犯者三百十四人此内男二百四十八人女六十六人ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ男八十七人ヲ減シ女十七人ヲ増加セリ
公訴ノ成果ハ無罪免訴四十五人無期徒刑七十人有期徒刑百三十四人重懲役十三人輕懲役六人管轄違ノ言渡ヲ爲シタルモノ及棄却セシモノ二人死刑四十四人(此内女五人)ニシテ即チ死罪犯者百二對スル比例ハ無罪免訴トナリ

タルモノ十四人無期徒刑以下ニ減輕シタルモノ七十一人管轄違ノ言渡ヲ爲シタルモノ及棄却セシモノ一人死刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ十四人ノ割合トス

罪名	三十三年ヨリ		増	減	三十三年ヨリ	
	年二十三	年一十三			年二十三	年一十三
謀殺	二	一	一	一	二	一
故殺	四	四	〇	〇	三	一
祖父母父母ニ對ス	一	一	〇	〇	一	一
強盜人ヲ殺ス	二〇	一	一九	一	一	一
放火	一	一	〇	〇	一	一
合計	二七	一〇	一七	一	六	五

謀殺及放火ノ因由

謀殺ノ因由ヲ類別スレハ貪慾ニ因ルモノ七人(前年八人)内財ヲ圖リ人ノ子女ヲ乞養シテ殺シタルモノ五人姦通ニ因ルモノ二十一人(前年十五人)家内ノ不和、親屬利益上ノ争ニ因ルモノ二百四十七人(前年百一十二人)内子孫ヲ殺シタルモノ二百一人(姦通又ハ痴情ニ因ルモノ百六十八人)怨恨ニ因ルモノ百六十二人(前年八百六十七人)其他ノ事情ニ因ルモノ三十

重禁錮三人ヲ減少セリ

第二部

輕罪

判決ヲ爲シタル輕罪九萬九千二百五十三件之ヲ前年ニ比較スレハ二千二百二十五件ヲ減ス内對席裁判七萬五千七百四十件關席裁判二萬三千五百十三件ニシテ即チ對席裁判千十五件關席裁判千十件ヲ減少セリ
 被告人員十四萬百二十四人之ヲ前年ニ比較スレハ千四百七十五人ヲ減ス内對席裁判十萬八千二百三十人關席裁判三萬千八百九十四人ニシテ即チ對席裁判百八十八人ヲ増加シ關席裁判千六百六十三人ヲ減少セリ

對席裁判

對席裁判ヲ爲シタル輕罪七萬五千七百四十件内公益ニ關スルモノ二萬千二百八十九件身體ニ對スルモノ六千三百五件財產ニ對スルモノ四萬八千四百六十六件之ヲ前年ニ比較スレハ公益ニ關スルモノ二百四十五件ヲ増加シ身體ニ對スルモノ四十五件財產ニ對スルモノ千二百十五件ヲ減少セリ

被告人員十萬八千二百三十人内二百七十六人ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シ百九十五人ハ棄却及消滅ニ係ルヲ以テ之除キ十萬七千七百五十九人ノ罪名ヲ區別シ之ヲ前年ニ比較スレハ左表ノ如シ

罪名	三十三年ヨリ		參照
	年三十三	年二十三	
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一〇〇三	八六五	一三六八
囚徒逃走及罪人藏匿	一五八	二五六	一九六
合計	一一〇三	一〇九一	一三六四
増減	一〇	一	一七三
年二十三	一九六	八四八	一〇六二
年一十三	二六九	一〇六二	一三三〇
年十三	三〇〇	一三三三	一三三三
年九十二	二九二	一三三三	一三三三
年八十二	三五四	一三三〇	一三三〇
年七十二	三五三	一三三三	一三三三
年六十二	三九九	一〇八九	一三三三
年五十二	四三〇	一三三三	一三三三
年四十二	四六三	七九一	一三三三
年三十二	六三五	六四五	一三三三

罪名	三十三年ヨリ		參照
	年三十三	年二十三	
監視規則ニ違背ス	二九五七	二九五九	三二七五
人ノ住所ヲ侵ス	六六二	七二五	三六六六
印紙再貼用	一一〇	一三四	四六二
私印私書偽造	一八六五	一八〇四	四七六
賭博	三六六〇	三五二四	四七六
毆打創傷	六〇八七	六一三九	七二二
竊盜	三七四三〇	三八六五九	七二二
遺失物埋藏物ニ關ス	三四三	五六四	七二二
詐欺取財及受寄財物消費	一一二九〇	一〇九五	七二二
贓物ニ關ス	二二八七	二六一	七二二
失火	一六六五	一五三〇	七二二
家畜物品ヲ毀壞シ及動物ヲ害ス	一一〇二	一七四	七二二
各種	三九九六	四〇三六	七二二
合計	一〇七五五九	一〇七五九〇	一三六四

公訴ノ成果ハ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ一萬千五百一十一人刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ九萬六千二百四十八人ニシテ言渡ヲ爲シタルモノ百二對シ十一人ハ無罪免訴トナリタル割合トス然レトモ犯罪ノ種類ニ由リ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ之ヲ左表ニ示ス

罪名	無罪免訴ノ言渡		刑ノ言渡ヲ爲		百二對スル比例	
	ヲ爲シタル人員	刑ノ言渡ヲ爲	無罪免訴	刑ノ言渡	無罪免訴	刑ノ言渡
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一七〇	九三三	一五四	八四六	一五四	八四六

罪名	無罪免訴ノ言渡		刑ノ言渡ヲ爲		百ニ對スル比例	
	ヲ爲シタル人員	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	無罪免訴	刑ノ言渡		
囚徒逃走及罪人藏匿	三〇	二二八	一九〇	八二〇		八二〇
監視規則ニ違背ス	三〇三	二六五四	一〇二	八九八		八九八
人ノ住所ヲ侵ス	八九	五七三	一三	八六六		八六六
印紙再貼用	一一	九九	一〇〇	九〇〇		九〇〇
私印私書偽造	三三	一五四〇	一七	八二六		八二六
賭博	三三	三三二九五	九〇	九一〇		九一〇
毆打創傷	七八九	五二九八	三〇	八七〇		八七〇
竊盜	二八〇九	三四六二	七五	九二五		九二五
遺失物理藏物ニ關ス	二八	三二五	八	九一八		九一八
詐欺取財及受寄財物費消	二二五	九一三九	一九〇	八二〇		八二〇
贓物ニ關ス	八三	一九三〇	一九	八〇九		八〇九
失火	四七	一五八二	五〇	九五〇		九五〇
家屋物品ヲ毀壞シ及動物ヲ害ス	一九四	九〇七	一七	八二四		八二四
各種	七六	三三四	一九	八〇九		八〇九
合計	二二五一	九六二四八	一〇七	八九三		八九三

無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ一萬千五百一十一人内二百四十四人ハ懲治場留置ノ言渡ヲ爲シタルモノニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ三十七人ヲ減ス之カ犯罪ハ竊盜二百二十六人ニシテ其他ノ犯罪ハ十八人ニ過キス刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ九萬六千二百四十八人内禁錮九萬千七百四十四人拘留千七百七十三人罰金三千百六十

二人科料百六十九人之ヲ前年ニ比較スレハ禁錮五百七十五人ヲ増加シ拘留九人罰金七十二人科料二十一人ヲ減少セリ

監視ヲ附加シタルモノ三萬八千五百五十五人之ヲ前年ニ比較スレハ七百八十三人ヲ減ス又犯罪ノ種類ヲ區別シ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

年次	監視ヲ附加シタル人員	犯罪ノ種類					
		私印私書偽造	竊盜	詐欺取財及受寄財物費消	贓物ニ關ス	其他ノ犯罪	合計
三十四年	三八五五五	一五三九	二七五九二	七、六七一	一七三六	二一、〇〇八	
三十三年	三九三三八	一四五六	二八五二六	七、三九六	一九四二	二一、〇〇八	
三十二年	四一〇六七	一七二八	二九〇三三	七、九四七	二、〇四	二一、〇〇八	

刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ、内宥恕、自首、酌量ニ由リ刑ヲ減輕シタルモノ一萬七千九百十四人ニシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ百ニ對シ十九人ハ減輕シタル割合トス然レトモ犯罪ノ性質ニ就キ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

年次	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	減輕ニ係ル人員	百ニ對スル比例	犯罪ノ性質		
				公益ニ關ス	身體ニ對ス	財産ニ對ス
三十四年	九六二四八	一七九一四	一九	五	二	

年次	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員		減輕ニ係ル人員		百ニ對スル比例		犯罪ノ性質	
	人員	例	人員	例	公益ニ開ス	身體ニ對ス	財產ニ對ス	例
三十三年	九五七七五	二〇	一九〇六九	五	二〇	四	二	一三
三十二年	九六、九〇七	二〇	一九七六〇	四	二〇	四	二	一三

再犯ニ由リ刑ヲ加重シタルモノ三萬二百五十八人ニシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ百ニ對シ三十一人ハ加重シタル割合トス然レトモ犯罪ノ性質ニ由リ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

年次	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員		再犯加重ニ係ル人員		百ニ對スル比例		犯罪ノ性質	
	人員	例	人員	例	公益ニ開ス	身體ニ對ス	財產ニ對ス	例
三十三年	九六、二四八	三	三〇、二五八	二	三	九	〇	一八
三十二年	九五、七七五	三	二九、九二〇	二	三	九	〇	一八
三十一年	九六、九〇七	三	二九、九五二	二	三	九	〇	一八

再犯ニ由リ刑ヲ加重シタル被告人員中最モ多數ヲ占ムルモノハ竊盜犯ニシテ百ニ對シ四十六人ハ加重シタル割合トス
再度以上刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ三萬二千八百二十九人ニシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ百ニ對シ三十四人ハ

再度以上刑ノ言渡ヲ爲シタル割合トス然レトモ犯罪ノ性質ニ由リ區別スレハ其比例同シカラサルヲ以テ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

度數	三十四年				三十三年				三十二年			
	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	例	公益ニ開ス	身體ニ對ス	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	例	公益ニ開ス	身體ニ對ス	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	例	公益ニ開ス	身體ニ對ス
一度	六三、四九九	六五九	二八九	五六	六三、五二九	六六三	二八二	五五	六三、四〇六	六六三	二六二	五八
二度	一六、二八七	一六九	七八	〇九	一六、二二五	一六九	七六	一〇	一六、五八五	一七一	七二	一〇
三度	七、五二二	七八	二七	〇四	七、四一九	七五	二六	〇四	七、三三八	七五	二五	〇四
四度	三、六九二	三八	一一	〇二	三、六七八	三八	一一	〇二	三、七二八	三八	一一	〇二
五度	一、九〇六	二〇	〇六	〇一	一、八〇九	一九	〇五	〇一	一、八九七	二〇	〇五	〇一
六度	一、〇三六	一一	〇三	〇一	一、〇四七	一一	〇三	〇一	一、〇〇〇	一〇	〇三	〇一
七度以上	二、四〇六	二五	〇六	〇一	二、三三八	二五	〇五	〇一	二、三三三	二五	〇五	〇一

右ノ表ニ據レハ毎年著シキ増減ナシ而シテ犯罪ノ性質ニ於テハ孰レモ財產ニ對スル罪多數ヲ占ムル割合ナリトス
被告人員十萬七千七百五十九人内本年内再度以上言渡ヲ爲シタル重複數四千七百七十八人ヲ除キ十萬二千九百八十一人ニ就キ男女、年齢、族籍ニ區別シ被告百ニ對スル三十二年以降三ヶ年ノ比例ヲ列載シ左表ニ示ス

性	年齡	族籍	三十四年		三十三年		三十二年	
			人員	例	人員	例	人員	例
男	二十年未滿	華族	九三九	九二二	九二一	九〇七	九〇七	九〇七
女	二十年未滿	士族	九〇七	八八	八九	九三	九三	九三
	二十年未滿	平民	九〇七	八八	八九	九三	九三	九三
	三十年未滿		三六〇	三三三	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	四十年未滿		二五八	二四九	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
	五十年未滿		一六二	一五八	一五五	一五五	一五五	一五五
	六十年未滿		七四〇	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三
	六十年以上		二四〇	二三三	二三三	二三三	二三三	二三三
			九三三	九二二	九二一	九〇七	九〇七	九〇七

右ノ表ニ據レハ男子ノ犯罪者ハ毎年僅カニ増加スルノ傾向アリ而シテ年齢ニ於テハ二十年未滿ノ者稍減少シ
 其他ハ著シキ増減ナク族籍ニ於テハ概テ前年ト全一ニシテ其犯罪ノ性質ニ於テハ總テ財産ニ對スル罪多數ヲ
 占ムル割合ナリトス

刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ九萬六千二百四十八人内本年内再度以上言渡ヲ爲シタル重複數三千九百二十七人及
 住所詳カナラサルモノ千九百九十八人合計五千二百二十五人ヲ除キ九萬四千二百三十三人ニ就キ區別スレハ市街ニ住
 セシモノ三萬二千三百六十九人村落ニ住セシモノ五萬八千七百五十四人ニシテ其比例ハ百ニ對シ三十六人ハ

市街ニ住セシ割合トス又其管轄地方裁判所ニ區別シ現住人口一萬ニ對スル三十二年以降三ヶ年ノ比例ヲ列載
 シ左表ニ示ス

地方裁判所名	三十四年				三十三年				三十二年			
	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	現住人口一萬ニ對スル比例	犯罪ノ性質ニ對スル比例	財産ニ對スル比例	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	現住人口一萬ニ對スル比例	犯罪ノ性質ニ對スル比例	財産ニ對スル比例	刑ノ言渡ヲ爲シタル人員	現住人口一萬ニ對スル比例	犯罪ノ性質ニ對スル比例	財産ニ對スル比例
東京	四三六七	二二〇	八〇	〇九	四一五〇	二〇〇	七七	〇七	四〇八〇	二二五	八〇	〇八
横濱	三三九三	二五〇	三三	一三	三二八	一六〇	九〇	一六	三二〇	一六〇	七	一六
千葉	一八八五	一四八	七八	〇六	一八八七	一四八	八	〇六	一八三七	一四五	七八	〇七
水戸	二二七二	一九八	一〇四	一	二二〇五	一九三	九	〇	二二二二	一八五	九三	〇九
宇都宮	一八三五	一三二	一一	一	一八三三	一三三	一一	一	一八〇九	一三二	一一	一
浦和	一七六八	一五一	七八	〇六	一七九四	一七〇	九	〇六	一七七一	一四六	六	〇八
前橋	二二二四	二五六	一四	〇九	二二二〇	二一〇	一〇	〇三	二一八五	一六二	一三	〇五
静岡	一六四一	一三七	六七	〇五	一六四四	一四一	六	〇二	一六二九	一三六	六	〇五
甲府	九五四	一八八	一〇	一五	九六七	九一	九	一	九四三	一八七	八	一六
長野	二九一五	二二一	一〇	一七	二八二七	二二三	九	二〇	二六六八	二〇七	一八	二二
新潟	一九二五	一三一	四三	〇六	二〇二六	一五六	三	〇六	二二四九	一四六	六	〇七
京都	二八五六	二八八	一〇	二二	二九〇一	二七〇	一	二二	二九七八	二七〇	一〇	二二
大阪	四八八三	三〇七	一一	一五	四三〇一	二七〇	九	一五	四〇〇〇	二五一	八	一七
奈良	一三三三	一〇〇	一〇	一四	一三三八	一〇五	一	一四	一四六二	一〇〇	一〇	一四
神戶	五〇七七	二九七	一三	一八	四八四九	二八四	二	二〇	四八四三	二八三	二	二〇
岡山	二六五〇	二三四	九	一四	二七二六	二四〇	一〇	一五	二四五五	二二六	八	一六

地方裁判所名	三十四年				三十三年				三十二年						
	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現任人 口一萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ性質 公益ニ 對ス	身體ニ 對ス	財產ニ 對ス	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現任人 口一萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ性質 公益ニ 對ス	身體ニ 對ス	財產ニ 對ス	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現任人 口一萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ性質 公益ニ 對ス	身體ニ 對ス	財產ニ 對ス
大津	一〇五六	一五三	六三	一四	七	一六八	一六九	六九	一三	八七	一三六八	一九八	六八	一六	一四
福井	八四三	一三七	四一	二	八	八三	三三	三八	一〇	八三	一三三	一一	三八	一〇	八五
金澤	八六五	一六六	四八	〇	六	八二	二九	〇	六	八二	一六八	一一	二九	〇	七七
富山	九〇三	一一八	四五	〇	六	八二	五	〇	六	八二	一六八	一一	二九	〇	七七
和歌山	一三〇〇	二〇四	九四	二	九	一三三	七	〇	七	一五〇	一五〇	一一	一〇	九	九三
徳島	一四四一	二二〇	七六	二	一	一六八	二	二	二	一六八	一六八	一一	一〇	二	一〇
高知	一四九九	二四三	八四	二	一	一六八	二	二	二	一六八	一六八	一一	一〇	二	一〇
高松	一七七一	二四九	一三七	一	一	一七六	二	一	一	一七六	一七六	一一	一〇	二	一〇
鳥取	八〇四	一九三	七	一	一	八六	一	〇	一	八六	八六	一一	一〇	二	一〇
名古屋	三七一	二二八	一一	一	一	二二	一	一	一	二二	二二	一一	一〇	二	一〇
安濃津	二〇六八	三〇八	一一〇	〇	九	二〇七	一	一	一	二〇七	二〇七	一一	一〇	二	一〇
岐阜	二二四〇	三一九	一一	〇	九	二二	一	一	一	二二	二二	一一	一〇	二	一〇
廣島	二八七八	三〇〇	八八	一	一	二八	一	一	一	二八	二八	一一	一〇	二	一〇
山口	一八二七	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
山形	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
松江	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
松山	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
長崎	一六〇五	一四九	六二	二	二	一六	一	一	一	一六	一六	一一	一〇	二	一〇
佐賀	九一六	一四八	五三	二	二	九	一	一	一	九	九	一一	一〇	二	一〇
福岡	三五一	二四八	九三	四	二	三	一	一	一	三	三	一一	一〇	二	一〇

地方裁判所名	三十四年				三十三年				三十二年						
	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現任人 口一萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ性質 公益ニ 對ス	身體ニ 對ス	財產ニ 對ス	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現任人 口一萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ性質 公益ニ 對ス	身體ニ 對ス	財產ニ 對ス	刑ノ言 渡ヲ爲 シタル 人員	現任人 口一萬 ニ對ス ル比例	犯罪ノ性質 公益ニ 對ス	身體ニ 對ス	財產ニ 對ス
大分	一四五六	一七五	六三	一	九	一四三	一七三	六三	一	九	一四三	一七三	六三	一	九
熊本	一七六一	一五三	四七	二	二	一八〇	一五六	四一	一	九	一七五	一五三	四七	二	二
鹿兒島	一七七一	一七五	二八	〇	八	一八〇	一五六	四一	一	九	一七五	一五三	四七	二	二
宮崎	四三三	九四	二二	一	一	四三	九四	二二	一	一	四三	九四	二二	一	一
那覇	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
仙臺	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
福島	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
山形	一八二二	一八六	七六	一	一	一八	一	一	一	一八	一八	一一	一〇	二	一〇
盛岡	一三七八	一六八	六三	〇	九	一三三	一六三	六三	〇	九	一三三	一六三	六三	〇	九
秋田	一三七八	一六八	六三	〇	九	一三三	一六三	六三	〇	九	一三三	一六三	六三	〇	九
青森	八四九	一三九	五九	一	一	八四	一三九	五九	一	一	八四	一三九	五九	一	一
函館	一三〇九	一七九	六〇	一	一	一三〇	一七九	六〇	一	一	一三〇	一七九	六〇	一	一
札幌	二二八五	四三九	一八一	四	四	二二	四三	一八一	四	四	二二	四三	一八一	四	四
根室	三三五	四二八	一六	一	一	三三	四二	一六	一	一	三三	四二	一六	一	一
合計	九二〇九	二〇三	八七	一	一	九二〇	二〇三	八七	一	一	九二〇	二〇三	八七	一	一

右ノ表ニ據レハ現住人口一萬ニ對スル犯罪者ノ平均數二十人ナルニ函館、札幌、根室、大分ハ三十人以上五十人以内ノ犯罪者ヲ出セリ而シテ犯罪ノ性質ニ於テハ横濱、水戸、宇都宮、前橋、甲府、高松、安濃津等ハ公益ニ關スル罪其他ノ裁判所ハ概ネ財産ニ對スル罪多數ヲ占ムル割合ナリトス

關席裁判

關席裁判ヲ爲シタル輕罪二萬三千五百十三件内公益ニ關スルモノ一萬三千二百七件身體ニ對スルモノ八百九

十七件財産ニ對スルモノ九千四百九件之ヲ前年ニ比較スレハ公益ニ關スルモノ四百七十件身體ニ對スルモノ百件財産ニ對スルモノ五百四十件ヲ減少セリ
 被告人員三萬千八百九十四人内七十八人ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シ三十二人ハ棄却及消滅ニ係ルヲ以テ之ヲ除キ三萬千七百八十四人ノ罪名ヲ區別シ之ヲ前年ニ比較スレハ左表ノ如シ

罪名	三十三年		三十三年		増減	三十三年ヨリ
	年四十三	年三十三	年二十三	年一十三		
監視規則ニ違背ス	九七七八	九七七〇	一〇八〇〇	九八九〇	+	二二二二六
賭博	九二八六	九一九五	九三八二	一〇三八八	-	一一一七〇
竊盜	五三三七	五九七八	五九二〇	六七七二	-	六八二
詐欺取財及受寄財物費消	四四三九	四七九八	五、八六	六二〇一	-	四六六
各種	三〇四四	三、四六八	三、四二六	三、四六七	-	三、〇〇〇
合計	三二七八	三三、〇〇〇	一、六一六	三、四七二	-	三、八一四

公訴ノ成果ハ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ五百四十七人刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ三萬千二百三十七人ニシテ言渡ヲ爲シタルモノ百二對シ二人ハ無罪免訴トナリタル割合トス
 無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ五百四十七人内八人ハ懲治場留置ノ言渡ヲ爲シタルモノニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ二十五人ヲ減少セリ而シテ其犯罪ハ總テ竊盜ナリ
 刑ノ言渡ヲ爲シタルモノ三萬千二百三十七人内禁錮三萬三百八十九人拘留七十四人罰金七百五十人科料二十

四人之ヲ前年ニ比較スレハ禁錮千五百四十人科料十六人ヲ減シ拘留五人罰金三十八人ヲ増加セリ
 監視ヲ附加シタルモノ八千四百五十一人ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ八百十三人ヲ減ス又其犯罪ノ種類ヲ區別スレハ私印私書偽造二百七十八人竊盜四千三百六十七人詐欺取財及受寄財物費消三千七百三人贓物ニ關スル罪百一十一人ナリトス

諸規則違犯

判決ヲ爲シタル諸規則違犯五萬六千二百二十九件之ヲ前年ニ比較スレハ九千三十二件ヲ増加ス内對席裁判二萬三千六百九十二件關席裁判三萬二千四百三十七件ニシテ即チ對席裁判二千九百二十六件關席裁判六千六百六件ヲ増加セリ

被告人員六萬千四十一人之ヲ前年ニ比較スレハ九千七百二十六人ヲ増加ス内對席裁判二萬七千八百三十七人關席裁判三萬三千二百四人ニシテ即チ對席裁判三千六百八人關席裁判六千二百二十六人ヲ増加セリ

對席裁判

對席裁判ヲ爲シタル被告人員二萬七千八百三十七人内百五人ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シ三十七人ハ棄却消滅ニ係ルヲ以テ之ヲ除キ二萬七千六百九十五人ヲ罰則種類ニ由リテ區別シ之ヲ前年ニ比較スレハ左表ノ如シ

罰則種類	三十三年		三十三年		増減
	年四十三	年三十三	年二十三	年一十三	
地租條例	六	八	二八	五六	-
			一〇三	三六七	-
			一八九	五五	-
			三九	四五	-
			四〇	五	-

罰則種類	三十三年ヨリ		年二十三	年一十三	年十三	年九十二	年八十二	年七十二	年六十二	年五十二	年四十二	年三十二
	増	減										
酒造税法	七二五	六六〇	六四五	三八〇	三七八	三六〇	三七五	四四五	三八七	三七二	四〇九	四〇九
醬油税則	八	四	五	三	八	八	五	八	四	九	七	八〇
葉煙草專賣法	一、六五八	一、二二三	二、四〇三	一、〇九九	三、七九	五九八	九四〇	八五九	六七二	六九五	八三〇	二、〇〇四
印紙税法	三、一八	四、三二	一、四一〇	三、一四	三、七九	二、九二九	二、八三三	四、四一八	三、八四八	三、四七	二、九七五	二、七六三
賣藥印紙税規則	三、三	三、三	三、九	三、九	三、六	三、六	三、一	三、八	一、七〇	一、四四	一、四三	三、九三
鐵道營業法	四、四二	四、四四	四、九七	六、二六	三、九〇	三、三三	三、一	三、一	三、三	三、二	三、二	一、七六
郵便法	二、五五	一、六八	一、八二	三、三	二、二〇	一、五二	一、九六	一、七四	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、四八
費藥規則	一、一一	二、〇九	二、五六	三、三	三、三	三、一	三、七〇	二、二	二、七	三、三	三、〇	三、八
傳染病豫防法	八、三五	八、六四	一、一六〇	一、一六三	九、二八	一、八九	二、五七	一、九二	二、〇五	二、〇	二、〇	一、〇六
獸醫免許規則	八、二	七、一	九、三	七、七	二、七	九、八	一、〇三	一、二七	一、六九	二、〇	二、〇	一、〇
取引所法	一、八四	八、八	一、七	二、〇四	三、三三	三、四〇	四、二八	一、五九	七、六六	一、〇〇	一、〇〇	四、五
質屋取締法	四、七七	四、三	六、七	六、七	六、五	七、四	八、二	一、〇六	一、九〇	二、〇	二、〇	一、八七
古物商取締法	一、一一	一、〇	九、八	一、二	一、四	一、七	一、六	一、六	一、九	二、〇	二、〇	一、八七
茶業組合規則	三、〇	五、五	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二
出版法	七、三	八、三	一、〇	一、〇	九、二	七、七	八、二	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
新聞紙條例	二、二	一、〇	九、三	九、三	九、二	一、五	一、〇	一、〇	二、四	二、四	二、四	二、二
徵兵令	一、三、四五	一、四、五	一、三、〇	一、七、〇	一、六、七	一、六、五	一、六、五	一、六、五	一、六、五	一、六、五	一、六、五	一、六、五
陸軍服役條例	七、八二	八、七	五、三	三、八	四、九	三、〇	三、〇	七、五	九、七	九、七	九、七	三、〇
治安警察法	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二	一、三、二

銃砲火藥類取締法	二七二	二二八	四三	三三三	三三三	三〇〇	四二七	三七六	四四七	四九九	四六二	三九八
狩獵法	一、四〇七	九六一	四四六	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇九八	一、一七	九三三	一、二九八	六八二	五五六	四八〇
度量衡法	一、一三	一、〇三	四一	二〇七	三六五	二二	二二	一一五	一〇〇	三三四	二六〇	五二九
富籤賣買者等處分	六、六	六、六	二九	四一〇	三九九	二八二	一八二	三三〇	五三三	四七三	四九七	三二二
登記法	一、一	一、一	三	五九	一〇七	二〇	二〇	一九五	七四	七三	四九七	三二二
寄留届出規定ニ違背スル規則	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
議員選舉並議會及議員ノ保護ニ關スル規則	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
各種	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
合計	二、七、六、五	二、四、〇、九、三	三、六、〇、二	一、〇、四、二、二	二、六、一、〇、八	一、五、八、二、六	一、五、三、三、九	一、九、二、一、七	一、八、三、七、九	一、九、〇、八、八	一、六、五、四、四	二、〇、八、〇、一

公訴ノ成果ハ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノニ千三百七十三人刑ノ言渡ヲ爲シタルモノニ萬五千三百二十二
 人ニシテ言渡ヲ爲シタルモノノ百二對シ九人ハ無罪免訴トナリタル割合トス
 刑ノ言渡ヲ爲シタルモノノ二萬五千三百二十二内死刑一人徒刑二人懲役十一人禁錮五千八十五人拘留百三十
 三人罰金一萬六千八百八十八人科料三千二百十人ノ前年ニ比較スレハ徒刑ハ前年ト同一ナルモ死刑一人罰金
 三千七百八十九人ヲ増加シ懲役一人禁錮七人拘留五人科料二百五十八人ヲ減少セリ

關府裁判

關府裁判ヲ爲シタル被告人員三萬三千二百四人内四十六人ハ管轄違ノ言渡ヲナシ二十三人ハ棄却及消滅ニ係
 ルヲ以テ之ヲ除キ三萬三千百三十五人ヲ罰則種類ニ由リテ區別シ之ヲ前年ニ比較スレハ左表ノ如シ

二十二件之ヲ前年ニ比較スレハ終結四百十九件消滅四件手續ヲ中止シタルモノ十五件ヲ減シ未終結九十件ヲ増加セリ

終結シタル被告人員二萬六千五百一十一人内管轄違ノ言渡ヲ爲シタルモノ八十人免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ七千七百三十九人區裁判所ニ移送シタルモノ二百八人公判ニ付シタルモノ一萬八千二十四人之ヲ前年ニ比較スレハ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルモノ十四人區裁判所ニ移送シタルモノ四十七人公判ニ付シタルモノ二百三十三人ヲ増加シ免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ三百七十九人ヲ減少セリ

豫審終結ニ係ル被告人員中有罪ト思料シタルモノ及免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノニ就キ百ニ對スル比例ヲ擧クレハ有罪ト思料シタルモノ七十人免訴ノ言渡ヲ爲シタルモノ三十人ノ割合ナリトス

前項ノ比例ヲ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

年次	有罪ト思料シタル人員		免訴ノ言渡ヲ爲シタル人員		百ニ對スル比例	
	有	罪	有	罪	免	訴
三十四年	一八三三	七〇	七三九	七〇	三〇	三〇
三十三年	一七九二	六九	八二八	六九	三	三
三十二年	一九五三	六五	一〇六三	六五	三五	三五

豫審判事ノ呼出ニ應セサル證人ニ對シ罰金ノ言渡ヲ爲シタルモノ十人ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ二人ヲ減少セリ

第五部

上訴

控訴ノ件數

新ニ受理シタル控訴一萬三千二百四十五件之ニ舊受千七百五十九件ヲ加フレハ一萬五千四百四件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ舊受八百八十一件新受二千八百八十件ヲ増加セリ

此内判決一萬二千七十九取下及消滅二千四百九十九未終局二千二百二十六ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ判決千五百五十二取下及消滅千四十二未終局四百六十七ヲ増加セリ判決ノ内原判決ヲ取消シタルモノ五千五百五十五控訴ヲ棄却シタルモノ九百七十七ヲ増加セリ

棄却シタルモノノ九百七十七ヲ増加セリ

原判決ヲ取消シ其事件ヲ原裁判所ニ差戻シタルモノノ八更ニ判決ヲ爲シタルモノ五千五百四十七之カ被告人員七千五百五十人内無罪ノ言渡ヲ取消シ更ニ重罪ノ刑ニ二十人輕罪ノ刑ニ六百六十八人違警罪ノ刑ニ四十人免訴ニ五人免訴ノ言渡ヲ取消シ更ニ輕罪ノ刑ニ二人違警罪ノ刑ニ二人重罪ノ言渡ヲ取消シ更ニ同一ノ重キ刑ニ三十二人同一ノ輕キ刑ニ九十四人輕罪ノ刑ニ九十九人無罪免訴ニ六十五人輕罪ノ言渡ヲ取消シ更ニ同一ノ重キ刑ニ四百二十七人同一ノ輕キ刑ニ六百六十二人重罪ノ刑ニ二十人違警罪ノ刑ニ九十九人無罪免訴ニ千五百一十一人違警罪ノ言渡ヲ取消シ更ニ同一ノ重キ刑ニ二十一人同一ノ輕キ刑ニ三十八人輕罪ノ刑ニ二十一人無罪免訴ニ百九十六人其他ノ判決ヲ無罪免訴二十人重罪ノ刑ニ二人輕罪ノ刑ニ三人違警罪ノ刑ニ一人其他ノ變更ニ係ルモノ三千百三十人ナリトス

第一審判決ニ對スル控訴ノ比例ハ其判決百ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノノ八控訴ヲ爲サ、ルモノ九十二又控訴ノ結果ハ控訴判決百ニ對シ原判決ヲ取消シタルモノノ五十四控訴ヲ棄却シタルモノノ四十六ノ割合トス

前項ノ比例ヲ重罪及違警罪ニ區別シ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

種別	三十二年			三十一年			三十年			二十九年		
	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例
重罪	二六〇	一五〇	五八	二四八	一三二	五二	二五一	七〇	二八	二五	七三	二五
輕罪	一五五	一四〇	九三	一四七	一三二	九〇	一五〇	一〇六	六八	一〇	九六	六七
違警罪	三五八	二四三	七〇	二八二	三〇九	一一	二三八	三三〇	一〇	九〇	六二	三五

右ノ表ニ據レハ第一審判決ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノハ前年ヨリ重罪輕罪ハ共ニ増加シ違警罪ハ減少セリ又取消ニ係ルモノハ重罪輕罪ハ共ニ減少シ違警罪ハ増加セル割合ナリトス

又控訴ヲ申立タル總數百ニ就キ檢事及訴訟關係人ノ比例ヲ舉クレハ檢事十三訴訟關係人八十七ノ割合ニシテ之カ判決ノ結果百ニ對シ檢事ノ申立ニ由リ原判決ヲ取消シタルモノ七控訴ヲ棄却シタルモノ六訴訟關係人ノ申立ニ由リ原判決ヲ取消シタルモノ四十七控訴ヲ棄却シタルモノ四十ノ割合ナリトス

新ニ受理シタル上告二千五百三十四件之ニ舊受百六十件ヲ加フレハ二千六百九十四件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ舊受四十六件ヲ減シ新受四百四十二件ヲ増加セリ此内判決二千三百四十二取下及消滅百十六未終局二百三十六之ヲ前年ニ比較スレハ判決三百二十九未終局七十六ヲ増加シ取下及消滅九ヲ減少セリ

判決ノ内原判決ヲ破毀シタルモノ二百七十四上告ヲ棄却シタルモノ二千六十八之ヲ前年ニ比較スレハ原判決ヲ破毀シタルモノ六十九ヲ減シ上告ヲ棄却シタルモノ三百九十八ヲ増加セリ

原判決ヲ破毀シ其事件ヲ他裁判所ニ移シタルモノ二百六其被告人員三百十人トス又上告裁判所自ラ判決ヲ爲シタルモノ六十八其被告人員ハ七十七人内無罪ノ言渡ヲ破毀シ更ニ重罪ノ刑ニ一人輕罪ノ刑ニ六人違警罪ノ刑ニ一人重罪ノ言渡ヲ破毀シ更ニ輕罪ノ刑ニ二人免訴ニ一人輕罪ノ言渡ヲ破毀シ更ニ同一ノ重キ刑ニ五人同一ノ輕キ刑ニ三人重罪ノ刑ニ二人違警罪ノ刑ニ二人無罪免訴二十人違警罪ノ言渡ヲ破毀シ更ニ無罪免訴三人ニシテ其他ノ變更ニ係ルモノ四十三人ナリトス

第二審判決ニ對スル上告ノ比例ハ其判決百ニ對シ上告ヲ爲シタルモノ二十五上告ヲ爲サ、ルモノ七十五又上告ノ結果ハ上告判決百ニ對シ原判決ヲ破毀シタルモノ十二上告ヲ棄却シタルモノ八十八ノ割合トス

前項ノ比例ヲ重罪及違警罪ニ區別シ三十二年以降三ヶ年ヲ列載シ左表ニ示ス

種別	三十二年			三十一年			三十年			二十九年		
	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例	第一審判決件数	控訴件数	第一審判決百ニ對スル比例
重罪	一三三	四〇	三〇	九二	三三	三五	七二	三五	三八	三五	五〇	三三
輕罪	八八	四〇	四六	七五	三三	三三	五九	一〇	八	二五	七五	三〇
違警罪	三三五	二四三	七二	二七四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

備考 本表ハ第二審判決件数ニ對スル上告新受件数ノ比例ナルヲ以テ非常上告ハ之ヲ除ク

右ノ表ニ據レハ控訴判決ニ對シ上告ヲ爲シタルモノハ前年ヨリ重罪ハ増加シ違警罪ハ減少セリ又破毀ニ係ルモノハ總テ減少セル割合ナリトス

又上告ヲ申立タル總數百ニ就キ檢事及訴訟關係人ノ比例ヲ舉クレハ檢事三訴訟關係人九十七ノ割合ニシテ之
カ判決ノ結果ハ判決百ニ對シ檢事ノ申立ニ由リ原判決ヲ破毀シタルモノ一上告ヲ棄却シタルモノ一訴訟關係
人ノ申立ニ由リ原判決ヲ破毀シタルモノ十上告ヲ棄却シタルモノ八十八ノ割合ナリトス

批 告

新ニ受理シタル批告三百四件之ニ舊受六件ヲ加フレハ三百十件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受十六件ヲ増
加シ舊受八件ヲ減少セリ

此内終局二百八十八取下及消滅十三未終局九之ヲ前年ニ比較スレハ終局二取下及消滅三未終局三ヲ増加セリ
終局ノ内原裁判ヲ取消シタルモノ五十六批告ヲ棄却シタルモノ二百三十二ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ原裁
判ヲ取消シタルモノ十六ヲ減シ批告ヲ棄却シタルモノ十八ヲ増加セリ

原裁判ヲ取消シタル被告人員百八十五人内免訴十人重罪公判ニ付シタルモノ三十一人輕罪公判ニ付シタルモ
ノ四十三人其他ノ裁判ニ係ルモノ百一人ナリトス

再 審

新ニ受理シタル再審ノ訴九十八件之ニ舊受八件ヲ加フレハ百六件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受一件舊受
六件ヲ減少セリ

此内判決百取下一未終局五ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ取下一ヲ増加シ判決五未終局三ヲ減少セリ
判決ノ内原判決ヲ破毀シタルモノ十八再審ノ訴ヲ棄却シタルモノ八十二ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ原判決
ヲ破毀シタルモノ七ヲ増加シ再審ノ訴ヲ棄却シタルモノ十二ヲ減少セリ

第六部

刑ノ執行、特赦及附帶私訴

刑ノ執行

刑ノ執行ヲ爲シタル人員三十六萬千五百十人内體刑ニ係ルモノ十一萬九千五百五十二人罰金、科料、没收金品、
追徴金ニ係ルモノ二十四萬千九百五十八人ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ體刑八百二十九人ヲ減シ罰金、科料
没收金品、追徴金ニ係ルモノ二萬七千六百十人ヲ増加セリ

體刑ニ係ル人員ノ内死刑二十九人無期徒刑百四十九人有期徒刑三百七十七人重懲役五百一人輕懲役六百六十七
人重禁錮十一萬五千八十一人輕禁錮五百四十四人拘留二千十三人懲治場留置二百八十一人之ヲ前年ニ比較スレ
ハ死刑四人無期徒刑十五人重禁錮七百四十六人輕禁錮百六十二人懲治場留置二十九人ヲ減シ有期徒刑十六人
重懲役一人輕懲役五十三人拘留五十七人ヲ増加セリ

罰金、科料、没收金品、追徴金ニ係ル人員ノ内罰金十六萬八千二百十五人内罰金科料ノ併
科五十四人アリ科料二萬三千五百二人没收
金三萬八百九十九人没收品一萬六千六百十七人追徴金二千七百二十五人之ヲ前年ニ比較スレハ罰金一萬七千
二百八十九人科料六千五百五十一人没收金二千五百四十一人没收品三百八十三人追徴金八百四十六人ヲ増加
セリ

罰金、科料、没收金品、追徴金執行ノ成果ハ完納者十萬二千四百四十四人不完納者四萬六千八百六人内一部ヲ納メ一部ヲ納メ
一部ヲ納メサルモノ
ノ百九十五人アリ之ヲ前年ニ比較スレハ完納者一萬四千四百九十六人不完納者千九百六十八人消滅ニ係ルモノ九百
三十一人他廳へ囑託シタルモノ二千五百五十一人納否未定ノモノ一萬六千四百人ヲ増加セリ
罰金、科料、没收金、追徴金完納金額ハ參拾萬千參百七拾貳圓六拾壹錢九厘不完納金額四拾四萬八千五百五拾四圓

貳拾貳錢九厘内一部ヲ納メ一部ヲ納メサルモノ消滅ニ係ル金額五萬九千貳百貳拾六圓參拾九錢六厘他廳へ屬託シタル金額七萬參千六百七拾九圓五拾六錢壹厘納否未定金額六拾九萬五千五百七拾圓七拾貳錢内一部ヲ納メ一部ヲ納メサルモノ五萬貳千四百八拾七圓貳拾五錢之ヲ前年ニ比較スレハ完納金額貳萬七百九拾八圓拾參錢五厘不完納金額參萬參千五百參圓貳拾貳錢壹厘消滅ニ係ル金額壹萬四千六百六圓五拾貳錢六厘他廳へ屬託シタル金額七千拾八圓拾四錢壹厘納否未定金額拾壹萬四百八圓八拾參錢壹厘ヲ增加セリ

罰金、科料ノ全部又ハ幾部ヲ納メサルニ因リ換刑處分ヲ爲シタル人員四萬六千四百六十人之ヲ前年ニ比較スレハ千九百七十八人ヲ增加セリ

又警察署ニ於テ執行シタル違警罪即決人員四十九萬九千二百二十七人内拘留五萬八千四百一十一人科料四十四萬八千八百六人之ヲ前年ニ比較スレハ拘留一萬五百四十七人科料十萬九千八百八十二人ヲ增加セリ

違警罪即決科料執行ノ成果ハ完納金額拾參萬五百八拾四圓八拾壹錢參厘不完納金額七千貳拾貳圓壹錢九厘内一部ヲ納メ一部ヲ納メサルモノ納否未定金額貳萬九千貳百四拾八圓七拾八錢内一部ヲ納メ一部ヲ納メサルモノ之ヲ前年ニ比較スレハ完納金額參萬四千七百七拾參圓九拾七錢九厘不完納金額參千九百四拾五圓八拾四錢九厘納否未定金額九千七百四拾參圓八拾九錢ヲ增加セリ

科料ノ全部又ハ幾部ヲ納メサルニ因リ換刑シタル人員六千九百七十七人之ヲ前年ニ比較スレハ二千三百二十五人ヲ增加セリ

特赦ノ裁可アリタルモノ百一十一人ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ十六人ヲ增加セリ内徒刑ノ全赦十人懲役ノ全赦九十六人禁錮ノ全赦五人ナリ

附帶私訴

新ニ受理シタル附帶私訴二千四百四件之ニ舊受百八十六件ヲ加フレハ二千二百九十件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ舊受二十二件新受二百六十七件ヲ增加セリ

此内既決千九百九十四件未決二百九十六件之ヲ前年ニ比較スレハ既決百八十件未決百九件增加セリ

既決件數中原告勝訴千四百十三件敗訴二百二件之ヲ前年ニ比較スレハ勝訴百六十五件ヲ增加シ敗訴二十三件ヲ減少セリ

刑事裁判總數

前各章ニ辨明セシ刑事裁判總數ヲ掲ケ之ヲ前年ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ		參										照	
	件	人	件	人	件	人	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年		
重罪	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
輕罪	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
諸規則違犯	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
違警罪	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
違警罪即決	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
違警罪正式裁	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
控訴	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		
上告	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001		

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ		三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年
	件数	人員	件数	人員	増	減										
抗告	110	110	110	110			110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
再審	10	10	10	10			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
裁判管轄ノ申	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	121	121	121	121			121	121	121	121	121	121	121	121	121	121

備考 控訴以下ニ於テ人員ヲ掲ケサルハ其調査ナキニ由ル

參

照

第一審

第二審

第三審

刑名
被告人員
重
輕
罪
諸規則違反

無罪免訴	1953	100%	100%	100%	100%
死刑	4	0.02	0.02	0.02	0.02
懲役	384	1.96	1.96	1.96	1.96
懲役(輕)	593	2.99	2.99	2.99	2.99
懲役(重)	826	4.18	4.18	4.18	4.18
禁錮	11953	59.7	59.7	59.7	59.7
罰金	40468	20.2	20.2	20.2	20.2
拘留	40468	20.2	20.2	20.2	20.2
科料	40468	20.2	20.2	20.2	20.2
管轄	40468	20.2	20.2	20.2	20.2
兼却消滅	40468	20.2	20.2	20.2	20.2
合計	692167	34.6	34.6	34.6	34.6

對席裁判ニ係ル重輕罪ノ罪名ニ由リ刑ノ言渡ヲ爲シタル人員、再犯以上ニ付キ刑ヲ加重セシ人員及百分比例

刑ノ言渡ヲ爲シタル人員

再犯以上ニ付キ刑ヲ加重セシ人員

百分比例

天皇ニ對スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
光復聚衆ノ罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
囚徒逃走及犯人ヲ脱匿スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
附加刑ノ執行ヲ遅ル、罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及所有スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
往來通信ヲ妨害スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
人ノ住所ヲ侵スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
官ノ封印ヲ破棄スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
官印官文書ヲ偽造スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
私印私書ヲ偽造スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
免狀離札及疾病證書ヲ偽造スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
偽造ノ罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
度量衡ヲ偽造スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
身分ヲ詐稱スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
公選ノ投票ヲ偽造スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
阿片煙ニ關スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
傳染病豫防規則ニ關スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
健康ヲ害スヘキ飲食物及藥劑ヲ販賣スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
私ニ醫業ヲ爲スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
風俗ヲ害スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
内閣府罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
死屍ヲ毀棄シ及墳墓ヲ發掘スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
畜業及農工ノ業ヲ妨害スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
官吏人民ニ對スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
官吏財產ニ對スル罪	1	0.005	0.005	0.005	0.005
計	10000	100%	100%	100%	100%

謀殺罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
故殺罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
毆打致死罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
毆打創傷罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
過失致傷罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
自殺ニ關スル罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
擄人ニ關スル罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
脅迫ノ罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
幼者又ハ老弱者ヲ遺棄スル罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
幼者ヲ略取誘拐スル罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
猥褻淫淫重婚ノ罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
姦淫及排姦ノ罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
謀姦罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
故姦罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
毆打致死罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
毆打創傷罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
毆打致死罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
毆打創傷罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
計	10000	100%	100%	100%	100%

強盜罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
強盜人ヲ毆傷スル罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
強盜婦女ヲ強姦スル罪	100	0.5	0.5	0.5	0.5
計	10000	100%	100%	100%	100%

第一節第一款第一表
重罪對席裁判係二名對言渡區分

罪名	件		人員		言渡區分	
	前年	本年	前年	本年	無罪	有罪
兇徒聚ヲ聚ム	1	1	1	1		
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス	10	10	10	10		
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ變造ス	3	3	3	3		
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造ス	1	1	1	1		
官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ又ハ變造ス	1	1	1	1		
内國通用ノ銅貨ヲ偽造ス	1	1	1	1		
金銀貨及紙幣ノ偽造已ニ成テ未ダ行使セズ	1	1	1	1		
金銀貨及紙幣ノ偽造未ダ成ラス	1	1	1	1		
金銀貨及紙幣偽造ノ器械ヲ豫備シテ未ダ着手セズ	1	1	1	1		
銅貨ノ偽造已ニ成テ未ダ行使セズ	1	1	1	1		
貸幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ職工ヲ寫シ及雜役ニ供ス	1	1	1	1		
貸幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	1	1		
偽造變造ノ情ヲ知テ其貸幣ヲ取受シ之ヲ行使ス	1	1	1	1		
偽造變造ノ情ヲ知テ其貸幣ヲ取受シ未ダ之ヲ行使セズ	1	1	1	1		
計	38	38	38	38	1	37
上數ノ内受理各條	1	1	1	1		
前年	1	1	1	1		
本年	1	1	1	1		
計	2	2	2	2		
無罪	1	1	1	1		
免罪	1	1	1	1		
管轄	1	1	1	1		
死刑	1	1	1	1		
無期徒刑	1	1	1	1		
有期徒刑	1	1	1	1		
懲役	1	1	1	1		
輕懲	1	1	1	1		
重懲	1	1	1	1		
重禁錮	1	1	1	1		
留拘	1	1	1	1		
懲治	1	1	1	1		
廢業	1	1	1	1		
消滅	1	1	1	1		

表三第款一第部一第
名 罪 ル ス 對 二 廳 各

廳名	被告人員										罪名
	刑科ノ入	刑科ノ渡言	計	兇徒聚	往來ノ閉鎖	官署ノ閉鎖	官署ノ閉鎖	官署ノ閉鎖	官署ノ閉鎖	官署ノ閉鎖	
東京地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	謀殺
横濱地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
千代田地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	放火
水戸地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
宇都宮地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
浦和地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
前橋地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
靜岡地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
甲府地方法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	強盜
總計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	

九

前 承

廳名	前年		本年		計	無罪	免訴	管轄	死刑	徒刑		懲役	重禁錮	留拘	懲治	葉消
	男	女	男	女						無期	有期					
松山地方	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上廣島控訴院管内/合計	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那霸地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上長崎控訴院管内/合計	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上宮城控訴院管内/合計	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森地方法	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	10	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

八

前承

廳名		被告人員		罪名																		
		ス七科ヲ刑	渡言ノ刑	計	聚聚徒兇	ス密妨ヲ阻來往	ス遊假ヲ帶賣	ス監器ヲ印官	ス監器ヲ改文ノ官	ス私借ヲ當私印私	ス關ニ煙片開	ス對ニ津附吏官	殺故殺謀	傷刺打毆	ス監禁人ヲ	竊及幼者	婦重淫姦竊類	ス對ニ母父母交類	盜竊	盜強	火失火放	ス復置ヲ船載
長野	上田支部	1	1	2																		
新潟	新潟支部	1	1	2																		
京都	京都支部	1	1	2																		
大阪	大阪支部	1	1	2																		
奈良	奈良支部	1	1	2																		
神戶	神戶支部	1	1	2																		
岡山	岡山支部	1	1	2																		
大津	大津支部	1	1	2																		
福井	福井支部	1	1	2																		
金澤	金澤支部	1	1	2																		
富山	富山支部	1	1	2																		
和歌山	和歌山支部	1	1	2																		
德島	德島支部	1	1	2																		
高松	高松支部	1	1	2																		
高知	高知支部	1	1	2																		
馬取	馬取支部	1	1	2																		

廳名		被告人員		罪名																		
		ス七科ヲ刑	渡言ノ刑	計	聚聚徒兇	ス密妨ヲ阻來往	ス遊假ヲ帶賣	ス監器ヲ印官	ス監器ヲ改文ノ官	ス私借ヲ當私印私	ス關ニ煙片開	ス對ニ津附吏官	殺故殺謀	傷刺打毆	ス監禁人ヲ	竊及幼者	婦重淫姦竊類	ス對ニ母父母交類	盜竊	盜強	火失火放	ス復置ヲ船載
仙臺	仙臺支部	1	1	2																		
那霸	那霸支部	1	1	2																		
宮崎	宮崎支部	1	1	2																		
鹿兒島	鹿兒島支部	1	1	2																		
熊本	熊本支部	1	1	2																		
大分	大分支部	1	1	2																		
福岡	福岡支部	1	1	2																		
佐賀	佐賀支部	1	1	2																		
長崎	長崎支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山口	山口支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
松山	松山支部	1	1	2																		
山	山支部	1	1	2																		
廣島	廣島支部	1	1	2																		
安濃	安濃支部	1	1	2																		
名古屋	名古屋支部	1	1	2																		
岐阜	岐阜支部	1	1	2																		

表八第款一第部一第
輕減量酌ルス對ニ名罪

罪名	性別	酌減	量	輕
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス	男	死	一	一
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造ス	男	死	一	一
官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ又ハ變造ス	男	無期徒刑	一	一
内國通用ノ銅貨ヲ偽造ス	男	無期徒刑	一	一
金銀貨及紙幣ノ偽造已ニ成テ未タ行使セズ	男	有期徒刑	一	一
金銀貨及紙幣ノ偽造未タ成ラス	男	重懲役	一	一
偽造變造ノ情ヲ知テ其伴幣ヲ收受シ之ヲ行使ス	男	重懲役	一	一
偽造變造ノ情ヲ知テ其伴幣ヲ收受シ未タ之ヲ行使セズ	男	重懲役	一	一
各官署ノ印ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス	男	重懲役	一	一
產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス	男	重懲役	一	一
官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用ス	男	重懲役	一	一
監守者自ラ官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用ス	男	重懲役	一	一
官ノ文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	男	重懲役	一	一
官ノ文書ヲ毀棄ス	女	重懲役	一	一
公債證券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	男	重懲役	一	一
官吏其印章ニ係ル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	男	重懲役	一	一
官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ及盜用ス	男	重懲役	一	一
爲替手形其他其書ヲ以テ賣買ス可キ證書及金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ或ハ増減變換シテ行使ス	女	重懲役	一	一
阿片煙ヲ輸入シ及製造シ或ハ販賣ス	男	重懲役	一	一

前承

廳名	自		首		減		輕	
	死	刑	無期徒刑	有期徒刑	重懲役	輕懲役	重懲役	重懲役
熊本地方	一	三	一	二	一	二	一	一
那覇地方	一	三	一	二	一	二	一	一
以上長崎控訴院管内ノ合計	一	三	一	二	一	二	一	一
仙臺地方	一	三	一	二	一	二	一	一
福島地方	一	三	一	二	一	二	一	一
山形地方	一	三	一	二	一	二	一	一
秋田地方	一	三	一	二	一	二	一	一
以上官城控訴院管内ノ合計	一	三	一	二	一	二	一	一
札幌地方	一	三	一	二	一	二	一	一
以上函館控訴院管内ノ合計	一	三	一	二	一	二	一	一
總計	三	九	三	六	三	六	三	三

本表ノ員數ハ總テ男ニ係ル

表一十第款一第部一第

犯再ルス對ニ廳各

廳名	再犯ニ受ケシ刑	再犯ニ因テ科シタル刑	再犯ニ係ル處刑ノ度数
刑	徒	無期	一
役	懲	有期	二
罰	禁	重	三
計	計	輕	計
計	計	重	計
計	計	計	計
横濱	1	0	1
千葉	1	0	1
水戸	1	0	1
宇都宮	1	0	1
浦和	1	0	1
前橋	1	0	1
長野	1	0	1
東京	1	0	1
京都	1	0	1
大阪	1	0	1
神戸	1	0	1
岡山	1	0	1
大津	1	0	1
金澤	1	0	1
和歌山	1	0	1
徳島	1	0	1
高知	1	0	1
名古屋	1	0	1
安濃津	1	0	1
山古屋	1	0	1
山口	1	0	1
松江	1	0	1
合計	10	0	10

前承

廳名	前承	再犯ニ受ケシ刑	再犯ニ因テ科シタル刑	再犯ニ係ル處刑ノ度数
刑	徒	無期	一	一
役	懲	有期	二	二
罰	禁	重	三	三
計	計	輕	計	計
計	計	重	計	計
計	計	計	計	計
横濱	1	0	1	1
千葉	1	0	1	1
水戸	1	0	1	1
宇都宮	1	0	1	1
浦和	1	0	1	1
前橋	1	0	1	1
長野	1	0	1	1
東京	1	0	1	1
京都	1	0	1	1
大阪	1	0	1	1
神戸	1	0	1	1
岡山	1	0	1	1
大津	1	0	1	1
金澤	1	0	1	1
和歌山	1	0	1	1
徳島	1	0	1	1
高知	1	0	1	1
名古屋	1	0	1	1
安濃津	1	0	1	1
山古屋	1	0	1	1
山口	1	0	1	1
松江	1	0	1	1
合計	10	0	10	10

表二十第款一第一第
 罪名ニ對スル刑言ノ渡度數

罪名	刑言ノ渡度數		再犯ニ係ル處刑ノ度數
	一	二	
兇徒聚ヲ聚ム	一	一	一
濫車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ヲ爲ス	一	一	一
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス	一	一	一
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス	一	一	一
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス	一	一	一
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造ス	一	一	一
官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ又ハ製造ス	一	一	一
内國通用ノ銅貨ヲ偽造ス	一	一	一
金銀貨及紙幣ノ偽造未タ成ラズ	一	一	一
金銀貨及紙幣偽造ノ器械ヲ準備シテ未ダ着手セズ	一	一	一
銅貨ノ偽造已ニ成テ未ダ行使セズ	一	一	一
貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇フ受ケ職工ヲ爲シ及雜役ニ供ス	一	一	一
貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	一	一	一
偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シ之ヲ行使ス	一	一	一
偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シ未ダ之ヲ行使セズ	一	一	一
各官署ノ印ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス	一	一	一
產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス	一	一	一
官印記號印章ノ影贋ヲ盜用ス	一	一	一
監守者自ラ官印記號印章ノ影贋ヲ盜用ス	一	一	一

罪名	刑言ノ渡度數		再犯ニ係ル處刑ノ度數
	一	二	
以上廣島控訴院管内ノ合計	三	三	三
福岡地方	一	一	一
大分地方	一	一	一
熊本地方	一	一	一
以上長崎控訴院管内ノ合計	三	三	三
仙臺地方	一	一	一
福島地方	一	一	一
以上宮城控訴院管内ノ合計	二	二	二
函館地方	一	一	一
札幌地方	一	一	一
以上函館控訴院管内ノ合計	二	二	二
總計	八	八	八

本表ノ頁數ハ總テ男ニ係ル

表三十第款二第部一第 27
 齡年ノ人告被ルス對ニ名罪

罪名	被告人員		被告時ノ年								
	前免罪無	渡言ノ刑	計	滿未年二十	未十六以十二 滿年上	未二十以十六 滿年上	未三十以二十 滿年上	未四十以三十 滿年上	未五十以四十 滿年上	未六十以五十 滿年上	計
兇徒聚ヲ聚ム											
流車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ヲ爲ス											
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス											
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ變造ス											
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造ス											
官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ又ハ變造ス											
内國通用ノ銅貨ヲ偽造ス											
金銀貨及紙幣ノ偽造已ニ成テ未ダ行使セズ											
金銀貨及紙幣ノ偽造未ダ成ラズ											
金銀貨及紙幣偽造ノ器械ヲ豫備シテ未ダ着手セズ											
銅貨ノ偽造已ニ成テ未ダ行使セズ											
貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ職工ヲ僱シ及雜役ニ供ス											
貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與ス											
偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ收受シ之ヲ行使ス											
偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ收受シ未ダ之ヲ行使セズ											

罪名	被告人員		被告時ノ年								
	前免罪無	渡言ノ刑	計	滿未年二十	未十六以十二 滿年上	未二十以十六 滿年上	未三十以二十 滿年上	未四十以三十 滿年上	未五十以四十 滿年上	未六十以五十 滿年上	計
各官署ノ印ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス											
產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス											
官印記號印章ノ影贋ヲ盜用ス											
監守者自ラ官印記號印章ノ影贋ヲ盜用ス											
官ノ文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス											
官ノ文書ヲ毀棄ス											
公債證書其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス											
官吏其印章ニ係ル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス											
官吏其印章ニ係ル文書ヲ毀棄ス											
官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ及盜用ス											
寫替手形其他裏書ヲ以テ賣買ス可キ證書及金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ或ハ増減變換シテ行使ス											
阿片煙ヲ輸入シ及製造シ或ハ販賣ス											
入ヲ引誘シテ阿片煙ヲ吸食セシム											
官吏自ラ監守スル所ノ金銀物件ヲ竊取ス											
官吏自ラ監守スル所ノ金銀物件ヲ竊取ス											
人ヲ謀殺ス											
入ヲ謀殺セントシテ遂ゲス											

表四十第款二第部一第
 齡年人告被ルス對ニ名刑

刑名	被告人員		年		區		分	
	男	女	男	女	男	女	男	女
無罪	三七九	五二	一	一	一	一	一	一
死刑	三八	五	一	一	一	一	一	一
徒刑	一七〇	一五	一	一	一	一	一	一
懲役	三〇一	四三	一	一	一	一	一	一
重懲	四三三	九二	一	一	一	一	一	一
輕懲	六五八	五三	一	一	一	一	一	一
重禁錮	五三五	一五	一	一	一	一	一	一
留置	一八〇	一〇	一	一	一	一	一	一
合計	二七二八	二九〇	一五	一	七四	八	二七九	三三

男總計	四五九
女總計	二五九
合計	三〇一八

27

前承

罪名	被告人員	被	告	人	犯	時	年
罪名	計	滿	未	滿	未	滿	未
人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス	三七	一	一	一	一	一	一
兇器ヲ携帯シテ人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス	二〇	一	一	一	一	一	一
強盗人ヲ傷ス	七	一	一	一	一	一	一
強盗人ヲ殺ス	一	一	一	一	一	一	一
強盗婦女ヲ強姦ス	一	一	一	一	一	一	一
竊盜財ヲ得テ其取還ヲ拒メ臨時暴行脅迫ヲ爲ス	二	一	一	一	一	一	一
禁酒等ヲ用ヒ人ヲ酔迷セシメ其財物ヲ強取ス	三	一	一	一	一	一	一
火ヲ放テ人ノ住居ヲ燒燬ス	三八	一	一	一	一	一	一
火ヲ放テ人ノ住居ノ付ル家屋ヲ燒燬ス	一三	一	一	一	一	一	一
火ヲ放テ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ燒燬ス	一六	一	一	一	一	一	一
火ヲ放テ廢屋及糞草肥料等ヲ附フル屋舎ヲ燒燬ス	一	一	一	一	一	一	一
火ヲ放テ人ヲ乘載セサル船舶汽車ヲ燒燬ス	一	一	一	一	一	一	一
火ヲ放テ山林ノ竹木田野ノ殺及蓄積シタル糞草竹木其他ノ物件ヲ燒燬ス	一	一	一	一	一	一	一
衝突其他ノ所爲ヲ以テ人ヲ乘載シタル船舶ヲ殺没ス但船中死者ナキトキ	一	一	一	一	一	一	一
合計	二九〇	一五	七四	八	二七九	三三	二五九

表八十第款二第部一第
分身ノ人告被ルス對ニ名罪

罪名	被告人		被告人ノ身分	
	免訴	無罪刑ノ言渡	未婚	既婚
兇徒聚ヲ聚ム			有子	配偶アル者
盗車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ヲ爲ス			有子	配偶アル者
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス			有子	配偶アル者
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス			有子	配偶アル者
内國通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス			有子	配偶アル者
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造ス			有子	配偶アル者
官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ又ハ變造ス			有子	配偶アル者
内國通用ノ銅貨ヲ偽造ス			有子	配偶アル者
金銀貨及紙幣ノ偽造未タ成ラズ			有子	配偶アル者
金銀貨及紙幣偽造ノ器械ヲ預備シテ未タ着手セズ			有子	配偶アル者
銅貨ノ偽造已ニ成テ未タ行使セズ			有子	配偶アル者
金銀貨ノ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ職工ヲ爲シ及雜役ニ供ス			有子	配偶アル者
伊幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ與ス			有子	配偶アル者

五七

前承

罪名	被告人		被告人ノ種族		被告人ノ教育	
	免訴	無罪刑ノ言渡	族	氏	知ル	知ラス
人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス			族	氏	知ル	知ラス
兇器ヲ携帶シテ人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス			族	氏	知ル	知ラス
強盗人ヲ傷ス			族	氏	知ル	知ラス
強盗人ヲ殺ス			族	氏	知ル	知ラス
強盗婦女ヲ強姦ス			族	氏	知ル	知ラス
強盗時ヲ得テ其取返ヲ拒ク爲メ臨時暴行脅迫ヲ爲ス			族	氏	知ル	知ラス
強盗時ヲ得テ其取返ヲ拒ク爲メ臨時暴行脅迫ヲ爲シ人ヲ醉迷セシメ其財物ヲ強取ス			族	氏	知ル	知ラス
火ヲ放テ人ノ住居シタル家屋ヲ燒燬ス			族	氏	知ル	知ラス
火ヲ放テ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ燒燬ス			族	氏	知ル	知ラス
火ヲ放テ廢屋及煤草肥料等ヲ貯フル屋舎ヲ燒燬ス			族	氏	知ル	知ラス
火ヲ放テ人ヲ乘載セサル船舶汽車ヲ燒燬ス			族	氏	知ル	知ラス
火ヲ放テ山林ノ竹木田野ノ穀麥及露積シタル煤草竹木其他ノ物件ヲ燒燬ス			族	氏	知ル	知ラス
衝突其他ノ所爲ヲ以テ人ヲ乘載シタル船舶ヲ覆没ス但知中死者ナキトキ			族	氏	知ル	知ラス
合計						

五六

前 承

罪 名	被 告 人		職 業		計
	自 己	他 人	農 業	工 業	
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造ス	1	0	0	0	1
官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ又ハ變造ス	0	0	0	0	0
内國通用ノ銅貨ヲ偽造ス	0	0	0	0	0
金銀貨及紙幣ノ偽造ニ成テ未タ行使セス	0	0	0	0	0
金銀貨及紙幣ノ偽造未タ成ラス	0	0	0	0	0
金銀貨及紙幣ノ偽造ノ器械ヲ準備シテ未タ着手セス	0	0	0	0	0
銅貨ノ偽造ニ成テ未タ行使セス	0	0	0	0	0
伊幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ職工ヲ僱シ及雜役ニ供ス	0	0	0	0	0
伊幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ職工ヲ僱シ及雜役ニ供ス	0	0	0	0	0
貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケ職工ヲ僱シ及雜役ニ供ス	0	0	0	0	0
偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シ之ヲ行使ス	0	0	0	0	0
偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シ未タ之ヲ行使セス	0	0	0	0	0
各官署ノ印ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス	0	0	0	0	0
産物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス	0	0	0	0	0
官印記號印章ノ影贋ヲ盗用ス	0	0	0	0	0
監守者自ラ官印記號印章ノ影贋ヲ盗用ス	0	0	0	0	0
官ノ文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	0	0	0	0	0

罪 名	被 告 人		職 業		計
	自 己	他 人	農 業	工 業	
官ノ文書ヲ毀棄ス	1	0	0	0	1
公債證書其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	0	0	0	0	0
官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	0	0	0	0	0
官吏其管掌ニ係ル文書ヲ毀棄ス	0	0	0	0	0
官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ及盗用ス	0	0	0	0	0
偽造ノ手形其他裏書ヲ以テ賣買ス可キ證書及金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ或ハ増減變換シテ行使ス	0	0	0	0	0
偽造ノ手形其他裏書ヲ以テ賣買ス可キ證書及金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ或ハ増減變換シテ行使ス	0	0	0	0	0
阿片煙ヲ輸入シ及製造シ或ハ販賣ス	0	0	0	0	0
人ヲ引誘シテ阿片煙ヲ吸食セシム	0	0	0	0	0
官吏自ラ監守スル所ノ金銀物件ヲ竊取ス	0	0	0	0	0
官吏自ラ監守スル所ノ金銀物件ヲ竊取ス	0	0	0	0	0
入ヲ謀殺ス	0	0	0	0	0
入ヲ謀殺セントシテ遂ゲス	0	0	0	0	0
入ヲ毒殺ス	0	0	0	0	0
入ヲ毒殺セントシテ遂ゲス	0	0	0	0	0
入ヲ故殺ス	0	0	0	0	0

前 承

罪 名	被 告 人 犯 時 職 業										
	農	工	商	官	准	宗	衛	雇	雜	力	無
人ヲ殺シテ送ケス	○										
重傷ヲ犯スニ便利ナル爲メ及已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、爲メ人ヲ殺シテ送ケス	○										
謀殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺サントシテ送ケス											
謀殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺サントシテ送ケス											
人ヲ毆打倒傷シ因テ死ニ致ス											
豫メ謀テ人ヲ毆打倒傷シ因テ死ニ致ス											
毆打ニ因リ誤テ他人ヲ倒傷シ因テ死ニ致ス											
人ヲ毆打倒傷シ因テ篤疾ニ致ス											
樽ニ入リ監禁制縛シテ毆打拷責シ及飲食衣服ヲ除去シ其他苛酷ノ所爲ヲ施シ因テ死ニ致ス											
幼者老弱者ヲ遺棄シ因テ死ニ致ス											
十二歳以上ノ婦女ヲ強姦ス											
十二歳ニ滿サル幼女ヲ強姦ス											
十二歳ニ滿サル幼女ヲ強姦ス											

罪 名	被 告 人 犯 時 職 業										
	農	工	商	官	准	宗	衛	雇	雜	力	無
婦女ヲ強姦シ因テ死ニ致ス											
實父ヲ謀殺ス											
父ヲ謀殺ス											
養父ヲ謀殺ス											
養母ヲ謀殺ス											
繼母ヲ謀殺ス											
姉ヲ謀殺ス											
養父ヲ謀殺セントシテ送ケス											
實母ヲ謀殺セントシテ送ケス											
實父ヲ謀殺セントシテ送ケス											
實母ヲ謀殺セントシテ送ケス											
養母ヲ謀殺シ因テ死ニ致ス											
實父ニ衣食ヲ供給セス其他必要ナル奉養ヲ缺キ因テ死ニ致ス											
兇器ヲ携帶シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り物件ヲ竊取ス											
人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス											
兇器ヲ携帶シテ人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス											
強盗人ヲ傷ス											
強盗人ヲ殺ス											
強盗婦女ヲ強姦ス											
竊盜時ヲ得テ其取還ヲ拒ク爲メ臨時暴行脅迫ヲ爲ス											
飲酒等ヲ用ヒ人ヲ酔迷セシメ其財物ヲ盜取ス											

謀殺及故殺ノ因由

種々ノ因由	被	害	人	員	謀殺ニ使用セシ器物ノ區分	公訴ノ成果	教育
雇レ中事務員ノ私用ニ驅役セラルルヲ憤リ其人ノ長男次男ヲ雇レ中減員ノ爲メアルハ主唱スル者アルヲ聞キ其主唱者ヲ					銃	無罪	不
田畑ヲ騙取シ其發覺ヲ免カレン爲メ					刀	管轄	不
相繼入トナラン爲メ					杖及棒	死刑	不
第ソレテ財産ヲ相續セシメントシテ					兇行ノ々種	無期	不
教育會ヲ擾亂スルモノト信レ					毒	有期	不
賭博ヲ爲シ謀送セラルルモ其見送ヲ爲サルヨリ					不詳	無期	不
情婦ト夫婦ノ約ヲナスモ情婦ノ父カ異議ヲ主張スルヨリ					訴免	無期	不
親分カ情婦ニ惡溺セシヨリ其情婦ヲ					違轄	有期	不
内縁ノ妻カ逃走セシハ教唆ニ出ツルモノト信レ其教唆者ヲ					刑	無期	不
村民ヲ苦シムル惡漢ナルヨリ					期	有期	不
同業者ノ失敗セシヲ以テ其負債ヲ償却セシムル爲メ監視スルヨリ					役	無期	不
素行修ラズ失望ノ餘リ已レ死ヲ決シ先ツ他人ニ毒藥ヲ飲マシム					鋼	有期	不
精神病發作中無意識ニテ					却	無期	不
不詳					却	無期	不

故 殺

貪 慾

姦 通

子ヲ	弟ヲ	兄ヲ	妻ヲ	夫ヲ	養父ヲ	養母ヲ	實父ヲ	本夫ニシテ姦婦ヲ	姦夫ニシテ姦婦ヲ	姦夫ニシテ本夫ヲ	時ヲ圖リ人ノ子女ヲ乞養シテ	盜ヲ爲サントメ	計	合
女	男	女	男	女	男	男	男	男	男	男	女	男	女	男
一〇	五	-	-	三	〇	-	-	-	-	-	-	-	二	二
一〇	五	-	三	八	-	-	-	-	-	-	-	-	二〇	二〇
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	八	八
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
-	-	-	三	六	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
八	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	七	七
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
三	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三	三
三	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二	二
二	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	八	八
八	四	-	-	八	-	-	-	-	-	-	-	-	六	六
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	七	七
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
一	二	-	-	六	-	-	-	-	-	-	-	-	一	一
九	三	-	-	四	-	-	-	-	-	-	-	-	九	九

前 承

謀殺及故殺ノ因由		被 告 人	犯 罪 ノ 成 果		謀 故 殺 ニ 使 用 セ ン 器 物 ノ 區 分		公 訴 ノ 成 果		教 育											
孫ヲ	夫ノ情婦ヲ	夫ノ情婦ヲ	死ニ至ス	傷ヲ止ム	銃	刀	杖及棒	種々ノ行兇	毒	無罪	管轄	死刑	無期徒刑	懲役	禁錮	却	文字ヲ知ル	文字ヲ知ラス	不詳	
孫ヲ	夫ノ情婦ヲ	夫ノ情婦ヲ																		
失愛、嫉妬、放蕩	情婦カ變心ヲ憤リ	情婦カ變心ヲ憤リ																		
	情婦カ無情ヲ憤リ	情婦ト共ニ逃走センコトヲ促スモ應セザルヨリ																		
	情婦ト夫トニ通シタルヲ憤リ	情婦ト夫トニ通シタルヲ促スモ應セザルヨリ																		
	情婦カ他人ニ通シタルヲ憤リ	情婦カ自分ノ意ニ從ハサルヲ憤リ																		
	内縁ノ妻カ冷遇スルヲ憤リ	内縁ノ妻カ冷遇スルヲ憤リ																		
	内縁ノ妻カ疑心セサルヲ憤リ	内縁ノ妻カ他人ニ通シタルモノト思ヒ																		
	離縁ノ妻カ報復ヲ憤リ	離縁ノ妻ニ再縁ヲ申込ムモ應セザルヨリ																		
	離縁ノ妻ト共ニ他郷ノ生活ヲ促スモ應セザルヨリ	離縁セシメ後再縁ヲ求ムルモ應セザルヨリ																		
	離縁セラレタル後再縁ヲ申込ムモ應セザルヨリ																			

謀殺及故殺ノ因由		被 告 人	犯 罪 ノ 成 果		謀 故 殺 ニ 使 用 セ ン 器 物 ノ 區 分		公 訴 ノ 成 果		教 育											
妻ヲ	妻ヲ	妻ヲ	死ニ至ス	傷ヲ止ム	銃	刀	杖及棒	種々ノ行兇	毒	無罪	管轄	死刑	無期徒刑	懲役	禁錮	却	文字ヲ知ル	文字ヲ知ラス	不詳	
妻ヲ	妻ヲ	妻ヲ																		
總幕ノ婦女ト夫婦ニナランコトヲ促スモ應セザルヨリ	總幕ノ婦女カ他人ト私語シ居ルヲ妬ミ	總幕ノ婦女ニ會合ヲ促スモ應セザルヨリ																		
買馴染ノ娼妓カ冷遇スルヲ憤リ	男色ヲ通シ居リシ男カ他人ト通シタルヲ憤リ	痴情ノ餘リ																		
嫉妬ノ餘リ	嫉妬ノ餘リ	怨恨報復																		
自分ノ工事ヲ横領セラル、モノト妄信	賭博上ノ争論ヨリ	金錢貸借上ノ争論ヨリ																		
賣買上ノ争論ヨリ	工事上金錢ノ争論ヨリ	商賣上ノ争論ヨリ																		
財産分配上ノ争論ヨリ	金錢又ハ物品ノ借受ヲ申込ムモ應セザルヨリ	自分ノ依頼ニ應セザルヲ憤リ																		
争論ヨリ	暴行脅迫ヲ受ケルヨリ	苛酷ナルヲ憤リ																		
毆打セラル、ヨリ	罵詈雑言セラル、ヨリ																			

前 承

放火ノ因由		被 告 人		犯 罪		成 果		公 訴		成 果		教 育	
種々ノ因由	種々ノ因由	屋	家	屋	家	不	詳	無	罪	免	罰	無	徒
雇主ノ苛酷ナルヨリ	雇主ノ虐待ヲ憤リ	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
雇主ニ冷遇セララルヨリ	冷遇セララルヨリ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
種々ノ因由	種々ノ因由	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愉快トシテ	愉快トシテ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
敵レニ	敵レニ	八	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
敵ヲ取ル爲メ	敵ヲ取ル爲メ	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三
酒興ニ乘レ	酒興ニ乘レ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
老眼ノ上時夜ニシテ及元ノ不自由ナルヨリ	老眼ノ上時夜ニシテ及元ノ不自由ナルヨリ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
叩筒使用ヲ實見セン爲メ	叩筒使用ヲ實見セン爲メ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一時立腹ノ餘リ	一時立腹ノ餘リ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
激發ニ乘レ	激發ニ乘レ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雇ハレ中實家ニ歸ラントシテ	雇ハレ中實家ニ歸ラントシテ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

合 計		男		女		男		女		男		女		男		女	
四三三	一〇四	三三九	一七一	五	一〇	一	二	一	三	三	三	二	二	一	一	一	
二二六	五五	一七一	一〇	一	二	一	二	一	三	三	二	二	一	一	一	一	
三九	四	三三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一七九	四四	一三五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
五	一	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
四	四	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
七五	一七	五八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二四	五	一九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一〇	二九	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一五六	三七	二二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
九三	一四	七九	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二〇三	一五	一八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二四八	八九	一五九	五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

表五十二第款四第部一第
分區渡言ルス對ニ應各

東 京 地 方	横 濱 地 方	千 葉 地 方	水 戸 地 方	宇 都 宮 地 方	廳 名	前年		計	前年		計	無罪	死刑	徒	無期	有期	懲	役	重禁	鋼	却	
						男	女		男	女												

表四十二第款四第部一第
分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席閣ノ罪重

罪 名	前年		計	前年		計	無罪	死刑	徒	無期	有期	懲	役	重禁	鋼	却
	男	女		男	女											
内閣通用ノ金銀貨及紙幣ヲ偽造ス...																
金銀貨及紙幣ノ偽造已ニ成テ未ク行使セシム																
銅貨ノ偽造未ク成ラズ																
各官署ノ印ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス																
産物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其偽印ヲ使用ス																
官印記號印章ノ影贋ヲ濫用ス																
監守者自ラ官印記號印章ノ影贋ヲ濫用ス																
官ノ文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス																
公債證書其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス																
官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス																
官吏自ラ監守スル所ノ金銀物件ヲ竊取ス																
人ヲ謀殺ス																
人ヲ謀殺セントシテ遂ゲス																
人ヲ殺殺セントシテ遂ゲス																
人ヲ殺殺ス																

前承

罪名	件数		人員		無罪	免管	言渡區分	拘留料	懲罰	附加
	前年	本年	前年	本年						
銃砲彈藥及其他破毀物ノ物	1	1	1	1						
品ヲ所有ス	1	1	1	1						
道路橋梁河溝溝渠ヲ損壞シ	1	1	1	1						
テ往來ヲ妨害ス	1	1	1	1						
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨	1	1	1	1						
害シ或ハ之ヲ阻止ス	1	1	1	1						
書簡故ナク人ノ住居ヲタル	1	1	1	1						
ニ入ル	1	1	1	1						
夜間故ナク人ノ住居ヲタル	1	1	1	1						
ニ入ル	1	1	1	1						
官署ノ處分ニ因リ施シタル	1	1	1	1						
封印ヲ破棄ス	1	1	1	1						
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ	1	1	1	1						
盜取ス	1	1	1	1						
看守者辭意ニヨリ封印ヲ破	1	1	1	1						
棄シ其物件ヲ盜取ル	1	1	1	1						
ル犯人アルコトヲ知ラス	1	1	1	1						
徵兵免役ヲ圖ル	1	1	1	1						
銅貨ノ變造未タ成ラス	1	1	1	1						
銅貨ノ變造未タ成ラス	1	1	1	1						
貨幣ヲ取交スル後偽造變造	1	1	1	1						
ナルコトヲ知テ行使ス	1	1	1	1						
非難物件等ニ押用スル官ノ	1	1	1	1						
記號印章ノ濫用ヲ盗用ス	1	1	1	1						
已ニ貼用シタル各種ノ印紙	1	1	1	1						
及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1						

罪名	件数		人員		無罪	免管	言渡區分	拘留料	懲罰	附加
	前年	本年	前年	本年						
官ノ文書ヲ偽造シ及増減變	10	10	10	10						
換レテ行使ス	10	10	10	10						
私印ヲ偽造シテ行使ス	10	10	10	10						
他人ノ印影ヲ盗用ス	10	10	10	10						
私書ヲ偽造シ及増減變換レ	10	10	10	10						
テ行使ス	10	10	10	10						
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	10	10	10	10						
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札	10	10	10	10						
ヲ受ク	10	10	10	10						
ハ既述ノ如ク免狀鑑札ヲ行使シ	10	10	10	10						
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減	10	10	10	10						
變換シテ行使ス	10	10	10	10						
被害人ヲ曲庇スル爲メ偽造	10	10	10	10						
ヲ爲ス	10	10	10	10						
被害人ヲ陷害スル爲メ偽造	10	10	10	10						
ヲ爲ス	10	10	10	10						
民事商事及行政裁判ニ關シ	10	10	10	10						
偽造ヲ爲ス	10	10	10	10						
賭博其他ノ方法ヲ以テ人ニ	10	10	10	10						
騙シ偽造及詐偽ノ鑑定通	10	10	10	10						
事ヲ爲サレム	10	10	10	10						
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ	10	10	10	10						
所有ス	10	10	10	10						
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ	10	10	10	10						
使用シテ利ヲ得ル	10	10	10	10						

104

前 承

罪 名	前年	本年	計	上級ノ内受理各條	前年	本年	計	無罪	免管	管轄	禁錮	罰金	拘留	懲罰	附加
官署ニ對シテ職務身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス	1	1	2	1	1	1	2								
公選ノ投票ヲ偽造シ及其欺ヲ削減ス	1	1	2	1	1	1	2								
阿片煙ヲ吸食ス	1	1	2	1	1	1	2								
阿片煙及吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄ス	1	1	2	1	1	1	2								
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	1	1	2	1	1	1	2								
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販賣ス	1	1	2	1	1	1	2								
官許ヲ得ズシテ賭博ヲ爲ス	1	1	2	1	1	1	2								

罪 名	前年	本年	計	上級ノ内受理各條	前年	本年	計	無罪	免管	管轄	禁錮	罰金	拘留	懲罰	附加
公然猥褻ノ所行ヲ爲ス	1	1	2	1	1	1	2								
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	1	1	2	1	1	1	2								
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	2	1	1	1	2								
財物ヲ賭スル爲メニ利ヲ得テ僥倖スル業ヲ興行ス	1	1	2	1	1	1	2								
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	1	1	2	1	1	1	2								
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	1	1	2	1	1	1	2								
墳墓ヲ發掘シ因テ死屍ヲ毀棄ス	1	1	2	1	1	1	2								
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス	1	1	2	1	1	1	2								
官吏人ノ獨佔ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ及聽許ス	1	1	2	1	1	1	2								
官吏自ラ賄賂ヘル所ノ金銀物件ヲ竊取ス	1	1	2	1	1	1	2								

前 承

罪 名	件		人 員		言 渡 區		分		附 加	
	前 年	本 年	前 年	本 年	無 罪	管 轄	禁 重	禁 輕	罰 金	拘 料
十二歳以上ノ婦女ヲ強姦ス	1	2	1	2	1	1				
十二歳以上ノ婦女ヲ強姦ス	1	1	1	1	1	1				
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ謀合ス	1	1	1	1	1	1				
姦通	1	1	1	1	1	1				
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1				
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誑告ス	1	1	1	1	1	1				
悪事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	1	1	1	1	1	1				
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	1	1	1	1	1	1				
祖父母父母ノ虐待ス	1	1	1	1	1	1				
祖父母父母ヲ脅迫ス	1	1	1	1	1	1				
祖父母父母ニ對シテ衣食ヲ供給セズ及其他必要ナル養育ヲ缺ク	1	1	1	1	1	1				
人ノ所有物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サルノ所有物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
水火震災及其他ノ變ニ乘リテ人ノ所有物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
門戸鑰匙ヲ斷越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ郵便箱ニ入り物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
郵便物ヲ開キ其内ノ物品ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
牧場ニ於テ牲畜ノ獸類ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1				
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	1	1	1	1	1	1				

罪 名	前 年	本 年	前 年	本 年	無 罪	管 轄	禁 重	禁 輕	罰 金	拘 料	附 加
十二歳以上ノ婦女ヲ強姦ス	1	2	1	2	1	1					
十二歳以上ノ婦女ヲ強姦ス	1	1	1	1	1	1					
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ謀合ス	1	1	1	1	1	1					
姦通	1	1	1	1	1	1					
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1					
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誑告ス	1	1	1	1	1	1					
悪事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	1	1	1	1	1	1					
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	1	1	1	1	1	1					
祖父母父母ノ虐待ス	1	1	1	1	1	1					
祖父母父母ヲ脅迫ス	1	1	1	1	1	1					
祖父母父母ニ對シテ衣食ヲ供給セズ及其他必要ナル養育ヲ缺ク	1	1	1	1	1	1					
人ノ所有物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サルノ所有物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
水火震災及其他ノ變ニ乘リテ人ノ所有物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
門戸鑰匙ヲ斷越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ郵便箱ニ入り物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
郵便物ヲ開キ其内ノ物品ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
牧場ニ於テ牲畜ノ獸類ヲ竊取ス	1	1	1	1	1	1					
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	1	1	1	1	1	1					

前承

罪名	前年		本年	計	上級ノ内受理各條	人員		無罪	新違	管轄	有期限	無期限	重	輕	罰金	拘留	送養	附	加
	年	年				年	年												
家資分散ノ際其財産ヲ藏匿ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
或ハ證據ヲ取テ取ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
幼者ノ知底淺薄及人ノ精神	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
錯亂シテ或ハ財物或ハ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
證據ヲ取テ取ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
受寄ノ財物借用物及異物其	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他委託ヲ受ケケル金額物件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヲ費消ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官署ヨリ送押タル自己ノ物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
件ヲ藏匿脱漏ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
強盜ノ財物ナルコトヲ知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
係ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火ヲ放テテ人ノ住居ヲ燒燬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火ヲ放テテ人ノ家屋ヲ燒燬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火ヲ放テテ人ノ家屋ヲ燒燬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毀壞ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ家屋ニ關スル設備及園地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ノ設備ヲ毀壞ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ線路竹木及其他需用ノ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
植物ヲ毀損ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
土地ノ境界ヲ表シタル物件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヲ毀壞シ及移轉ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ器物ヲ毀壞ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ牛馬ヲ殺ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ家畜ヲ殺ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ權利義務ニ關スル證書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
類ヲ毀壞滅盡ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
騎兵或ハ準備後備ノ軍籍	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ニ在ルモノ召集ノ期ニ後ル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
軍人檢ニ職役若シハ屯營	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本隊ヲ離ル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
男	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
女	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
男	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
女	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

罪名	前年		本年	計	上級ノ内受理各條	人員		無罪	新違	管轄	有期限	無期限	重	輕	罰金	拘留	送養	附	加
	年	年				年	年												
家資分散ノ際其財産ヲ藏匿ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
或ハ證據ヲ取テ取ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
幼者ノ知底淺薄及人ノ精神	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
錯亂シテ或ハ財物或ハ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
證據ヲ取テ取ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
受寄ノ財物借用物及異物其	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他委託ヲ受ケケル金額物件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヲ費消ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官署ヨリ送押タル自己ノ物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
件ヲ藏匿脱漏ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
強盜ノ財物ナルコトヲ知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
係ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火ヲ放テテ人ノ住居ヲ燒燬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火ヲ放テテ人ノ家屋ヲ燒燬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
火ヲ放テテ人ノ家屋ヲ燒燬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毀壞ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ家屋ニ關スル設備及園地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ノ設備ヲ毀壞ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ線路竹木及其他需用ノ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
植物ヲ毀損ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
土地ノ境界ヲ表シタル物件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヲ毀壞シ及移轉ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ器物ヲ毀壞ス	1	1	1	1	1														

前 承

廳 名	前 年		計	前 年		計	無 罪 免 管		禁 重	罰 金	留 拘	治 罰	監 罰	附 加
	男	女		男	女		罰 金	留 拘						
武雄區	1	1	2	1	1	2	1	1						
唐津區	1	1	2	1	1	2	1	1						
伊萬里區	1	1	2	1	1	2	1	1						
地留米支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
小倉支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
稻岡區	1	1	2	1	1	2	1	1						
飯塚區	1	1	2	1	1	2	1	1						
久留米區	1	1	2	1	1	2	1	1						
柳河區	1	1	2	1	1	2	1	1						
小倉區	1	1	2	1	1	2	1	1						
行事區	1	1	2	1	1	2	1	1						
地留米支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
中津支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
豆田支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
大分區	1	1	2	1	1	2	1	1						
佐伯區	1	1	2	1	1	2	1	1						
竹田區	1	1	2	1	1	2	1	1						
共 計	10	10	20	10	10	20	10	10						

廳 名	前 年		計	前 年		計	無 罪 免 管		禁 重	罰 金	留 拘	治 罰	監 罰	附 加
	男	女		男	女		罰 金	留 拘						
中津區	1	1	2	1	1	2	1	1						
玉津區	1	1	2	1	1	2	1	1						
豆田區	1	1	2	1	1	2	1	1						
地留米支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
天草支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
八代支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
熊本區	1	1	2	1	1	2	1	1						
柳本區	1	1	2	1	1	2	1	1						
官地區	1	1	2	1	1	2	1	1						
山鹿區	1	1	2	1	1	2	1	1						
高瀬區	1	1	2	1	1	2	1	1						
天草區	1	1	2	1	1	2	1	1						
八代區	1	1	2	1	1	2	1	1						
入吉區	1	1	2	1	1	2	1	1						
大島支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
鹿兒島區	1	1	2	1	1	2	1	1						
鹿引區	1	1	2	1	1	2	1	1						
水引區	1	1	2	1	1	2	1	1						
大島區	1	1	2	1	1	2	1	1						
地留米支那	1	1	2	1	1	2	1	1						
大分區	1	1	2	1	1	2	1	1						
官地區	1	1	2	1	1	2	1	1						
共 計	10	10	20	10	10	20	10	10						

